

---

令和元年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

令和元年9月9日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

令和元年9月9日 午前9時02分開議

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
  2. 庭田 英明 議員
  3. 大庭 澄人 議員
  4. 河村 隆行 議員
  5. 大多和安一 議員
  6. 三浦 浩明 議員

日程第2 町政活性化特別委員会委員の選任について

日程第3 決算審査特別委員会委員の選任について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 藤升 正夫 議員
  2. 庭田 英明 議員
  3. 大庭 澄人 議員
  4. 河村 隆行 議員
  5. 大多和安一 議員
  6. 三浦 浩明 議員

日程第2 町政活性化特別委員会委員の選任について

日程第3 決算審査特別委員会委員の選任について

---

出席議員(12名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 松蔭 茂君   | 2番 三浦 浩明君  |
| 3番 桜下 善博君  | 4番 桑原 三平君  |
| 5番 中田 元君   | 6番 大多和安一君  |
| 7番 河村 隆行君  | 8番 大庭 澄人君  |
| 9番 河村由美子君  | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	栩木 昭典君	出納室長	中林知代枝君

---

午前9時02分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

1番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） おはようございます。それでは、一般質問を行います。

まず初めに、六日市病院の存続に向けた取り組みについて、町長にお聞きをします。

8月20日の臨時議会におきまして、六日市病院の存続に向け、今後のあり方についての調査及び関係機関との合意形成などの業務を医療系専門コンサルタント業者に委託することが決まりました。

ことし限りで生徒の募集を行わないことを決定した六日市学園から、介護士、看護師の供給が途絶えることから、病院の存続に対して危惧を抱く方もおられます。町長は、六日市学園が生徒

募集を行わないことと六日市病院の存続は関連することと考えているかを聞きます。

社会医療法人は、医療法第42条の2で、農業、林業、漁業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業、不動産業、飲食店・宿泊業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、その他サービス業、これらの収益業務を行うことができるとされています。六日市病院がいずれかの収益業務を行うことを想定をされているか、聞きます。

もう1点、現段階で考え得る医師、看護師、介護士の確保に向けた方策について、以上、3点をお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。それでは、藤升議員の1点目でございます。六日市病院の存続に向けた取り組みについての質問にお答えをしたいと思います。

先般、六日市病院から、2年から3年後に六日市学園卒業生採用が見込めない状況を想定をしました看護師、介護士確保の見通しについて説明がございました。

看護師につきましては、現行の必要適正数を3年後の令和4年度まで確保できますが、介護職については、現時点において必要適正数を確保できておらず、その傾向は今後も続く見通しとの内容でございました。

これまで、看護師や介護士確保については、六日市学園からの採用者が多くを占めておりまして、病院存続に向けた短期的課題である医師を除く医療従事者確保への影響は大きいと考えております。

しかしながら、そのほかにも病院存続に向けた課題は多く存在しているわけでございます。具体的に申し上げますと、事業収入の減少や人件費の増加等による収支の悪化、老朽化した施設設備等の更新、将来的な吉賀町や益田圏域の状況に対応した病院規模など、これら中長期的な課題への対策が必要な状況となっております。六日市学園が生徒募集を行わないことだけが、存続に影響を及ぼしているものではないというふうに考えておるところでございます。

今後、これら短期的、中長期的課題の解決を図り、引き続き、六日市病院が吉賀町において町民の安心安全な暮らしができるため、必要な地域医療の中核的役割が担えるよう、先般7月に設置をさせていただきました吉賀町医療・介護あり方検討会議において、精力的に議論をしてまいりたいと思います。

次に、六日市病院の収益事業についてでございますが、医療法において公益性の高い地域医療の担い手である社会医療法人には、一般的な医療法人とは異なり、収益事業を行うことができると規定されており、その種類は先ほど議員御指摘のとおりでございます。

現在、六日市病院においては、2つの収益事業、具体を申し上げますと、臨床心理士によるカウンセリング、もう一つは不動産貸付業、この2つの収益事業に取り組んでおりまして、今後新

たな事業の展開を検討されるかは把握しておりませんが、この与えられたメリットを生かして収益事業で得られた利益を、社会医療法人が担うべき公益性の高い事業に活用することは、大いに評価すべき取り組みではないかと考えておりますので、ぜひとも六日市病院においても、今後も積極的な取り組みをしていただくよう期待するものでございます。

現時点で考え得る医師、看護師、介護士確保対策についてお答えをしたいと思えます。

まず、先般、補正予算を承認していただいた嘱託職員につきましては、9月17日より配置を行い、医師や看護師等確保につながる関係機関へのアプローチを、六日市病院のスタッフと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、吉賀町の御出身者、あるいは吉賀町にゆかりのある方に対してのアプローチを、引き続き、実施をしてまいります。

今月下旬には、地域枠推薦による医師になられた方との面会を行う予定でございます。そのほかの方々につきましても、六日市病院と連携し、今後順次、面会機会を設け一人でも多くの方に従事していただくよう努力を続けてまいりたいと思えます。

医療従事者確保や育成を目的とした町単独の給付金・奨学金制度があるわけでございますが、先般開催した第2回専門部会におきまして、対象となる職種拡大等の事業内容の変更や、複数ある制度を一本化をしていくこと、また、今おられる医療従事者の方々につきましては、引き続き、町内に定住していただくための対策案等について、各委員からそれぞれさまざまな提案をいただいております。引き続き協議を重ね、具体案がまとまり次第、制度化してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今の六日市病院の存続に関する部分では、先ほど町長の答弁にあったことというふうを受けとめております。

今、病院の中でこれまでありました売店でありますとか、食堂等の経営の、もともとその運営に当たっておられたところが手を引くというお話も出ておりますが、そこに含めて病院側とまた積極的な話し合いを進めていっていただきたいというふうに申し述べて、病院の存続に向けての分は終わります。

引き続き、次の質問に移ります。

防災行政無線通信施設整備のあり方を問うということでお聞きをいたします。

8月30日の全員協議会で防災行政無線通信整備を、携帯通信網による整備からデジタル同報系システムによる整備へ方針転換することが示されました。

ことし1月と3月の議会全員協議会におきまして、防災情報を伝えるために携帯通信網による整備を行うとの説明があり、3月議会で改修工事費2億2,000万円を含む予算を議会は可決

しました。

ところが、6月議会で下七日市大規模火災に対応する防災情報整備の見直しについての質問に、町長は、大規模火災の中で情報通信網が途絶える不安定になる事象が発生した。方針の再検討をするとし、8月に町長が出した結論は、同報系システムによる整備でした。

この理由として示されたのが、①携帯通信網を活用した防災情報伝達への不安を取り除くことは困難。②携帯通信網は安全性、耐災害性が劣ることの懸念というもので、さらに同様の災害が発生したときは、予定する機能はダウンするおそれがあるとしています。一面的な事実からそのように言えても、もっと内容を掘り下げて検討する必要があるのではないかと考えます。

町執行部がより正確な情報提供をしなければ、不安を取り除くことは困難であって、努力する姿勢が欠けていると思います。

情報伝達の状況を設備の面から見ると、当日火災発生前から、電線や通信ケーブルが火災の影響を受けるまでは全て通じる状態でした。また、火災によるケーブルの不調で一部機能停止があっても、何らかのルートで町からの情報を住民に伝えることはできていました。

六日市・蔵木の一部では、固定電話、携帯電話が不通、不安定となったものの、町からのお知らせを伝える音声告知端末で放送を聞くことはできていました。七日市の一部では、固定電話、告知端末が不通、不安定となったものの、携帯電話は機能しており、町から災害情報を出せば、町からの情報提供ができる状態だったのではないですか。

同報系の防災無線は燃えることはないという意見もありますが、電源供給は有線ですから燃えたり木が倒れて切れることもあります。しかも、中継局のアンテナ、これが傾いたりすると、電波そのものは不安定となり通じないこともあります。

内閣府は、衛星回線「みちびき」から災害情報、避難勧告など送信できるサービスがあり、受信機能を備えたスマートフォンやカーナビなどで受信することはできると広報をしております。これが内閣府の出しているものであります。

復旧スピードについてはどうでしょうか。火事において伝送路が焼き切れた時点で、携帯通信会社は障害を把握し、鎮火時には現場で復旧作業に着手できる状況にありましたが、現場検証のため立ち入りが制限されており、復旧作業に当たれませんでした。復旧作業に着手してからは、2時間程度で復旧できており、火事のような特殊事情でなければ、電力と同じスピードで復旧できていたと考えられます。

平常時を含めそれぞれの機器が正常に動作しているか、確認できる仕組みが同報系の防災無線にもありますが、戸別受信機の状態を親局設備で確認することはできません。

さらに、防災無線設備に被害があった場合は、保守業者は町からの連絡がなければ障害状況を把握することができないだけでなく、広範囲の災害時に対応できる作業員や機材が整えられてい

るかという課題もあります。また、役場の職員が復旧判断や復旧費用の検討をせざるを得ませんが、ほかの急ぐ業務、町民の安全の確保、水道、道路の復旧に向けての現地調査などに追われてしまい、後送りになるのが現実だと思います。

このように、下七日市の火災により携帯電話が使えなくなった時間帯があったということは事実ですが、ほかの方法での災害情報伝達は可能であったと判断をするか、そして設備の被災、故障時の復旧に際して、携帯通信網事業者活用方式のほうが有利に復旧できると考えるか、この2点についてまずお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の防災行政無線通信施設整備のあり方についてということで、まずお答えをさせていただきたいと思います。

携帯通信網を活用いたしました防災情報伝達への不安を取り除くことは困難であるというような表現もあるわけですが、このことにつきましてお答えをしたいと思います。

ここで上げられる不安ということでございますが、同様の災害等が発生した場合は、機能が停止するというを示しております。今回の事例をもとに冗長化、それから強靱化の対策がなければ不安を取り除くことは困難であると考えております。

一般的に言われる3キャリア——ドコモ、au、ソフトバンクでございますが、これらのキャリアの事業者による早期による冗長化等の対策の見込みは、現在のところ立っておりません。また、自治体単独による冗長化、強靱化の事業についても、早期での対応は厳しい状況でございます。以上の内容により、不安を取り除くことは困難であると説明を行ったところでございます。

復旧に関しましては、議員が言われますとおり、警察等の現場検証に伴い、復旧作業に取りかかれませんでした。現場到着後、直ちに作業に取りかかることが可能であれば、電力の復旧時間と同じ時間で復旧できた可能性もございます。

しかし、火災には自然火災、関連火災等がありますが、その状況に関係なく現場検証が行われることとなります。また、災害の種類やその被害状況によって復旧時間は異なるため、一概に復旧時間が早くなるとは限らない状況でございます。

次に、下七日市大規模建物火災の関連についてお答えをしたいと思います。

議員が御指摘のとおり、設備や装置を複数用意いたしまして、一部が故障しても、運用を継続できるように構成することは、必要なことであると認識しているところでございます。

基本的な考え方といたしましては、多種多様な情報伝達手段、現状で考えますと、防災行政無線、それから携帯通信網、あるいはケーブルテレビ、こうした情報伝達手段、多様なものを活用いたしまして、防災情報の伝達の継続性を高めていきたいと考えております。

それから、最後のところで、いわゆる復旧のスピード感についてもお話がございました。御指

摘のとおりでございますが、このことにつきましては、どのような状況下においても、必要なことであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 昨年9月議会で、町長は私の自然災害時の情報伝達についての質問に、避難勧告等の情報と避難所開設のお知らせについてのみと前置きして、町長は、吉賀町が住民に対して発信した情報伝達手段について、1つ目、防災行政無線による放送、2つ目、CATV（ケーブルテレビ）による文字及び音声放送、3つ目、ホームページへの掲載、4つ目、エリアメールなどの携帯電話によるメール、5つ目、NHK・民放テレビによるテロップ放送、6つ目、消防団、民生委員、自治会・自主防災組織等を通じた声かけとなっていますと答弁されています。先ほどの答弁の中にもこの中の幾つか述べられております。

今の2つ目のCATVといいますのは、その中に音声告知端末が含まれているということですが、このどれかに反応して次の行動を起こすことができれば、危険を回避することが可能だと思います。

今、問題とするのは、そのうちの一つをこれまでと同じ屋外スピーカーと戸別受信機による同報系の防災行政無線で整備をするか、携帯電話通信網も使い、屋外のスピーカーと戸別受信機にかわるスマートフォン、あるいはタブレットなどによる方式にするかという点です。

これより幾つかの数字をお示ししますが、公表されている数字の小数点以下は四捨五入をして質問をいたしますので、お願いします。

まず、総務省が個人の情報通信機器の保有状況などを調査した通信利用動向調査では、スマートフォンの保有率は65%となっており、携帯電話とかスマートフォンなどの、いわゆるモバイル端末の個人の保有状況は、全体で84%、70歳代の方も74%の保有でした。

世帯単位で見ると、総務省の情報通信白書には、スマホや携帯の保有状況が世帯単位で全体の96%、世帯主が80歳以上の世帯でも79%の保有となっています。島根県では94%と、全体の割合とほぼ同じとなっています。

同じく、総務省の調査になりますが、平成28年4月の熊本地震で情報収集に役に立った手段として、災害が起きたときの携帯電話とメールがそれぞれ48%と22%、フェイスブックやツイッターなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が32%である一方で、防災行政無線は2%と大変低くなっていました。

携帯通信網による防災情報を伝達するシステムを導入した滋賀県米原市の担当職員は、防災危機管理課から行う情報発信だけでなく、自治会長へ配布したタブレットから市のシステムに対して、文字や音声を用いた双方向の連絡が行えるようになったのも大きな効果だ。これにより、有事の際には避難状況などを迅速に知ることができる。受信対象は、従来の家庭単位から個人単位

へと変わること、数多くのメリットが生まれます。

例えば、外出時でもアプリやメールで情報を確認できますし、市外にいる親戚が防災情報を見てすぐに連絡をとることも可能です。

また、高齢者や聴覚に障がいをお持ちの方にとって、文字での情報配信は音声以上に重要な部分があると、高い評価をしています。

平成28年4月の熊本地震で被災した菊池市——熊本県ですけども、タブレット、スマートフォンを活用した災害情報配信システムの実証事業を平成29年11月に実施をしています。

さらに、国は災害情報伝達のあり方を、「伝える」から「伝わる」ことが重要だと位置づけています。そもそも、防災情報伝達において重要なことは、どちらが強固かということではなく、住民に伝えたいことが伝わるのは何かだというふうに思います。

東日本大震災や熊本地震など、過去の災害において住民が他の手段と比較して、使わなかったと評価している防災無線を、今回強固だからと整備をしたとしても、住民に伝わる手段にはならないと思います。

携帯電話、スマートフォンの普及の状況、災害時に役に立った手段、携帯通信網による情報伝達を選択した自治体、被災した自治体の取り組み、国の位置づけなどから、私は当初の予定どおり、吉賀町は携帯通信網事業者活用による整備を行うほうがよいと考えます。

その結果、申しますが、私は、町長がこの8月に示された同報系防災行政無線による整備方針の撤回を求めるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議員のほうから具体的な数字等も上げていただいて、状況のお話ありがとうございました。開会直前で私のほうにも資料の提供がございまして、今お話を聞きながらその資料に目を通させていただいたところでございます。

繰り返しになるかもわかりません。まず、昨年の議会のやりとりのお話ありがとうございました。あのときには、たしか私のほうから、住民の方への情報手段の手法とすれば、多種多様なものがありますよという中で、現状の防災行政無線であったり、それから、一部事務組合で今運用しておりますケーブルテレビであったり、それから町のホームページ、それからエリアメール、さらにはテロップ放送や、それからあとは人を介して、民生委員であったり、消防であったり、そうしたことを介してのいわゆる情報伝達の手段たくさんあるんですよということで、これをしっかり活用して、くまなく情報を伝えていかなければならないというようなお話をさせていただきました。

その中の一つとして、今御議論になっております現状の防災行政無線をいかように整備をしていくことになるかということで、選択肢とすれば同報系か、さもなくば携帯を使ったということでございます。

当初は、携帯ということで事務方のほうでも方向性を出しておったわけですが、5月12日のあの大規模火災の教訓をもとに、もう1回再検討をさせていただきたいということで、この議会でもお話をさせていただきました。

直ちに事務方のほうでその後、会議を再開をしていただいて、先般お話をさせていただきましたように、当初の方針からは変わっていくということになるわけですが、従来の同報系を採用させていただきたいということでございました。

そうしたことを踏まえる中で、先ほどいろいろ数字的なお話がございました。かなり普及率が、携帯網が上がってきておるといようなお話もあるかと思えます。スマートフォンの個人の保有率は、モバイルですと70歳代でももう73.8%、74%になるというお話であったり、それから、これは総務省の数値だそうですが、全体でも95.7%、島根県も94%ぐらいあるということで、全国並みにあると。

それから、大きな地震でございました熊本地震のお話もございまして、このときの、いわゆる情報伝達の手段としてどうしたものが活用されたかというお話の中では、携帯通信であったり、携帯メールであったりというのがやはり47%とか22%あったということで、逆に防災行政無線については2%ぐらいであったというお話でございました。

これは、地震は本当、災害はいつどこで起こるかわかりませんので、災害が起こったその時間帯であったり、それからそれぞれの施設設備の普及率であったり、それから、そうした受信をされるそれぞれの皆さんの状態がどうであったか、そういう中で情報をキャッチする術と申しますか、手法というのは違って来るんだろうと思います。なかなか一概に一つの事案を持ってはかり知れるものではないというふうに思っております。

ただ、今御報告があった内容というのは、しかるべき調査に基づいてということでございますので、熊本地震の場合はそういった状況であったんだろうというふうに思っております。

それから、滋賀県のある自治体ということでお話がございまして、確かに双方向での情報があったということでございます。まさに今回、当初の予定であります携帯の関係から同報系に変更したいというような方針を今示させていただいておりますが、決して同報系の防災行政無線だけで情報伝達をするということでは、当然ございません。それだけでというのは、これは情報伝達の手段とすれば、かなわない部分でございますので、あらゆる手法、先ほども言いましたようなケーブルテレビであったり、それから、携帯網がああして随分普及しているわけでございますから、エリアメールを使ったり、そうしたことでさまざまな手法、多種多様な方法を用いて住民の皆様幅広く、迅速に情報伝達をさせていただきたいという思いでございます。

それから、こうして携帯電話がかなり普及してきたということもあって、先ほどお話もございました、滋賀県の自治体の例では、これまで世帯単位で情報が伝わっていたものが、今度はそう

した状況の中で個人それぞれに情報が伝わっていくんだというお話がございました。まさにそのとおりだと思います。それは、今我々持っております携帯電話がまさにそうでありますので、それは補完できるものではないかというふうに思います。

文字放送のお話もございました。高齢者あるいは聴覚に障がいがある方についてのお話でございました。これは手段が何であろうが、そうした方に、お体が不自由な方にはしっかりそうした情報伝達をしていかなければならないということは当然のことであろうと思います。

いろんなお話とか情報の提供をしていただきました。ただ、繰り返しになるかも知りません。先般、全員協議会でもお話をさせていただきましたように、今回、5月12日のあの大規模な火災を我々は本当に経験をさせていただきました。これを本当に今から生かしていかなければならないということで、8月の初旬にも意見交換会をさせて、厳しい御意見もいただいて、今月中にもう1回意見交換会もさせていただいて取りまとめをして、それぞれがどの立場でどういったことを対応していくか。

そうした中で、まずはあした火災、災害を未然に防ぐにはどうするか。不幸にして発生した場合には、初動体制はどうするか。さらには生活の再建、復旧に向けてどうするかということを見出していかなければならない。その中の1つが、未然に防ぐということ、初動体制のことでいえば、情報伝達の手段であろうと思います。

今回、改めて検討し直しをさせていただいたわけですが、全協の資料にありますように、その中で2つの課題が出てきたということでございまして、当然、安全性あるいは耐災害性のところに加えて、冗長化の問題とかもあるわけですが、そうした中で、予定する機能がダウンするようなおそれがあるというようなことを事務方のほうで精査をさせていただいたということでございます。

したがって、行政といたしましては、現段階におきましては、防災情報伝達手段の安全性、それから耐災害性を最重要項目、このことをまず押さえさせていただいて、既設方式である防災行政無線、同報系の60メガヘルツ、こちらのほうへ方針転換をさせていただくということで決定をさせていただいたところでございます。

繰り返しになりますが、先ほど言いましたように、これが全てではございません。それ以外の情報手段たくさんあるわけですが、人を介してといいますか、そうしたところも含めて情報の伝達はしっかり行っていきたい。そうした基本的な姿勢でこれからも対処してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） もっともな部分もありますが、先ほどの質問の中で、強固な設備にするという面、必要なことではありますが、実際に使われなかったら意味がないと言っても

過言ではないと思います。

今の町長の答弁とちょっと重なる部分もございますが、昨年、吉賀町の役場内におきまして、吉賀町防災行政無線整備検討会、副町長以下7人の方の関係部署職員、それと設計業者によってデジタル同報系システムと携帯通信網事業者活用方式のうちから、携帯通信網による整備をする方針を決定し、3月の議会におきましても、そのメンバーの方々からいろいろな御発言がありました。

そして、このたび8月30日の全員協議会での説明であります。このたびの方針変更により、では、お金の面でどうであったでしょうか。設計委託料だけで同報系システムでの再設計費約390万円が増加し、当初設計費約1,000万円を繰り上げ償還しなければならない場合、町の負担が大幅にふえます。

借金に対する交付税措置後の町の負担増は830万円、仮に繰り上げ償還の必要がなくなっても、120万円は町の持ち出し分がふえることとなります。これに概算事業費から設計委託時の予定価格1,400万円を差し引いて試算をしますと、携帯通信網で整備した場合、工事委託料4億2,600万円、7割が交付税措置される緊急防災・減災事業債を使うと、設計費分と合わせ、町の持ち出し分1億3,100万円です。

同報系の防災無線では、事業費5億6,700万円、町の負担は先ほどの緊急防災・減災事業債、これは令和2年度までしか使えませんから、最も優位と言われる過疎対策事業債、これも今の法律上は令和2年度でもってなくなる可能性もございます。そうさせないためにも必要なことはしなければいけません。これを使っても1億8,200万円となり、先ほどの1億3,100万円との差額5,100万円の負担増となります。町財政が厳しいという中で、再検討の必要があるのでないでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お話がありましたように、方針転換を今させていただいていますが、これに伴う財政負担というのは当然のことながら出てくるわけでございまして、先般、全員協議会でお話をさせていただきました。委託料の部分につきまして、幾らかの補正の準備をさせていただきたいということはお話をさせていただいたところでございます。

我々は先ほど申し上げましたように、今回の大規模な火災、ある意味当初検討する中では想定外のような大規模火災になってしまったわけでございますが、それを教訓とする中で、選択肢をもう一方のほうへ変えてきたということでございます。

今、お話がありましたように、そのことによって新たな財政負担というのは当然必要になってくるわけでございます。

ただ、そうは言いながら、住民の皆さんの本当にとつと命と貴重な財産を守ろうと思えば、

その時々と与えられた試練の中、教訓の中でそのことをやっぱり後世にしっかり伝えていく、対応させていただくというのが、我々行政に与えられた使命であるというふうに考えております。そうした意味で、事務方を含め、今しっかり精査をさせていただいて、今のような判断に至っているところでございます。

確かに財政負担というのは当然のことながらありますし、それから、お話がございましたように緊急防災・減災事業債につきましても、これは適用の年度に限りがございます、令和2年度まで、それから今回のスケジュールが若干ずれ込みましたので、その適用ができるかどうか。

それから、年度を今度はまたげば、次の年へ、新たな財源を見つけなければならないということがあるわけでございますので、それは財政を含めてこれから検討させていかなければならない課題でもございます。

ただ、随分前の全員協議会でもお話をさせていただきましたが、同報系と携帯通信網を採用したときの整備の経費と、あとのランニングコスト——維持管理にかかるコストのお話もさせていただいたと思います。同報系で行いますと、整備費はこれまでの方針の携帯系よりもかなり高くなります。

ただ、整備をした後の、いわゆる維持管理費、ランニングコストは逆に携帯よりも同報系のほうが格段安くなるということでございます。その表裏一体の部分があるわけでございますが、今回、提案をさせていただいております同報系のほうでやれば、初期の投資は当然イニシャルコストかかるわけでございますが、後の維持管理のところでも申し上げましたように、携帯系よりも格段安くなるということもございますから、長い目で年数をかけていけば、そのところが必然的に相殺をされていくということだろうと思います。

先ほど申し上げましたように、初期投資の部分は確かに高くなります。それから、方針を転換したことによって、新たな財源が必要になってくるということは当然のことでございますが、先ほど申し上げましたように、住民の皆さんの命と財産をしっかりと守るという観点で、今回再検討させていただいた結果であるということ、また繰り返し申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 維持経費がかかるという、携帯無線のほうを使うほうがかかるという御答弁ではありましたが、さきに示された数字で見れば、どちらも最終的に大きくは変わらないという数字が示されていたというふうに私は記憶をしておりますが、先ほどの答弁の中で初動体制の問題と言われました。

なぜ私が携帯通信網のほうを、というふうに申し述べるかといいますと、防災アプリ、携帯なりスマートフォン、またタブレットに防災アプリを使いまして、気象情報であったり避難の経路、そして消防団員の招集、私は七日市の火災のときに消防団員に連絡をとり、すぐ出てくれという

ふうに言って、団員を途中で拾って現場に駆けつけました。

ところが、この消防団員の招集も防災アプリの中ですぐに行く、そうすれば、より緊急性について団員が理解し、待機場所、消防車庫へ駆けつけてくれる、その可能性というのは非常に高くなる。1分でも1秒でも現場に早く駆けつけ、何とか消火活動をしよう、そういうことをできる、そういうシステムを私は採用すべきだと考えます。

また、お年寄りの場合、音を聞き逃したりすることもあります。文字で確認ができる、同報系のシステムですぐにそのことを実現するというのは、現状では難しいと考えます。

また、大きな災害、自分の家が火災、また災害でだめになったとき、熊本地震のときは車中泊の方もおられました。こういう方にも正確な情報が届けられ、不足の食料であったり困ったことなど双方向で情報伝達できる、そういうのを即座にできる、そういう利点というのを私は強く感じます。

同報系で整備をしても、そこまでのことが本当にできるのか。今私たちがしなければいけないのは、次にいつ起きるか、その確率が非常に少ないものに対して強固に整備をするということではないのではないか。避難をせえと避難勧告が出たときに、それを受けた人が、避難しますよ、そういう情報をすぐに本部に送ることができます、携帯通信網を使えば。

また、地域からのいろいろな呼びかけ、情報、それも家にいながらでも、まずできます。同報系のシステムではできません。

改めて本当に住民の方々が安心して暮らすことができる吉賀町、そのために必要な機能とは何か。もう一度お考え直す、そういうことが必要ではないですか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） アプリのお話であったり、それから、いろいろな状況の中での御判断のお話がありました。

消防団の招集、議員も幹部の方でございますから、非常に御苦労いただいたということは理解もしているところでございます。

特に高齢者の方のお話がありました。文字でなかなかそこを確認が現状ではできない、同報系ではできないということもございました。確かにそうかもわかりません。

ただ、今回の七日市の大規模火災のことばかり言って大変恐縮なんです。私は、あの現状を見て、それから、その後のいろいろなボランティアをしておられるときの皆さんとの情報交換、さらには、8月初旬の第1回目の意見交換会のときもそうでしたが、私はそうして同報系で、無線もそうです、携帯電話もそうなんです。あのときにやっぱり一番力になったのは、住民の方、いわゆる隣近所で自治会の方が本当に精力的に動いていただいたということだろうと思います。

たまたま日曜日で若い方もいらっしまったのかもわかりませんが、その地区の関係者の方がいち早く現状察知をして、御近所のほうへお声をかけていただいて、避難をしてください、火事ですよということを本当に声をかけていただいたということで、私はそのおかげで本当に大きな大火、昼だから、夜だからというお話も聞きましたが、やはりそうではなくて、そうした方が積極的に地元の方が動いていただいた。これに尽きるんだろうと思います。本当におかげで一人のけがをされる方もなく、現場から退避をされたということは、まさにその成果だろうと思います。

ですから、同報系ではなかなか文字として伝わらないということはあるかも知れませんが、やはりそこを補完をしていくのが、先ほど言いましたようにいろいろな手段を活用していく部分だろうと思います。その一つが、人的な部分で隣近所へ声をかけていくようなこともその一つだろうと思います。

ですから、一つの手法で全て100%ということは、これは不可能でございますので、あらゆる手段を活用して100%が充足できるようにということで、これは行政も含めて考えていかなければならない問題ではないかというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、私が先ほど言いましたこととあわせまして、携帯通信網を使うということで、単に災害とか、そういうときだけのものではありません。で、ちょっと調子が悪くなった人、また避難のときに手が必要な要援護者の方、そういう方々の日常の体調の管理、そういうものも含めて行っていくことができるシステムです。

今、多額のお金を投じてやる事業ですから慎重に検討をするということを、先ほどからの町長の答弁では、その方針を変える考えはないというふうに聞こえますが、それで本当にいいというふうに私は考えられません。

やはり携帯通信網による利便性、そこをもう一度確認をし、国も方向もそういう動きになっていることについては、町長も御存じのことと思いますが、より住民、町民の皆さんの安心・安全を確保できるシステムというのとは何か、きちっとその一人一人に伝えるじゃなくて、伝わる、そこをもう一度考え直す、そのことを再度求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろ示唆に富んだお話で御提供いただいて、ありがとうございます。

繰り返しになるかも知れませんが、本当に当初の計画を方針転換をさせていただいたという、その一番の原因は——原因はといいますか、根拠は、5月12日の大規模の建物火災でございます。

それをもって、やはり住民の皆さんの安心・安全な生活を担保していく、そのためにはどのようにしたほうがいいのかということをもとに、事務方のほうで検討をさせていただいた結果が、

今回の結果でございます。

私といたしましては、そのことを尊重いたしまして、これから事業のほう進めてさせていただきたいと思っております。当然御指摘ございましたように、経費につきましては、これまで以上のものがかかるということは承知をしているわけでございます。それをもって、本当に繰り返しになりますが、皆さんのお命と、それから財産を守るということに徹していきたいという考えでございますので、繰り返し申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） よその自治体の話になりますが、この整備をするに当たって、住民説明会を何度も開いているというところもでございます。そういう情報を申し述べて、最後の質問に入ります。

エポックかきのきむらの経営改善についての質問であります。

先月末をもって廿日市のアンテナショップ運営から実質上、手が離れたエポックかきのきむらの収益を上げる道はないかと、道の駅で販売をします町内産物に関して、地産地消推進業務の委託料の対象にできないかと思ひ通告をしましたが、実際には調査をする中で該当するものがなかったというふうに私は判断をしております。

しかしながら、2018年のシイタケの植菌——菌を埋め込み済みの菌床の輸入量は、過去最高となったと報道されているように、菌床業界が価格で優位に立つ中国産菌床に押されている中で、エポックかきのきむらの経営改善に向けた取り組みが必要という思いで、通告をさせていただきました。

現状におきましては、大変厳しいものを感じておりますが、時間がありませんが、町長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 時間がないようでございますので、失礼でございますが、自席で簡単に申し述べたいと思っております。

今回の通告につきましては、エポックかきのきむらを地産地消補助金の対象にさせていただきたいという内容でございます。

先ほどございましたように、現在行っておりますこの事業は、農業公社の事業を委託事業として対象しているわけでございますが、今回通告の内容に基づきまして、原課のほうでもいろいろ精査をさせていただきました。

現状行っている公社の事業、それからもう一つは、エポックかきのきむらが廿日市にありますアンテナショップの事業形態が変わってきたということもございまして、企業組合様のほうへバトタッチをしたということもございまして、そこら辺を考えますと、現状の今行っております

ような委託事業、補助事業の対象には難しい部分があるということでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、11番、藤升議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時03分休憩

.....

午前10時12分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

2番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） おはようございます。4件通告してありますので、順次質問をしていきます。少し順番が変わりますが、まず最初に、ただいま同僚議員から質問がありました防災無線についてからやらさせていただきます。

けさ、資料配付してあったんですけど、この資料どこから出たものかと聞いたところ、NTTから出たという回答でした。それはそれでいいんですけど、私たちが一番行政として、議会として住民に対して何が一番大事かといいますと、やはり住民の皆さんの生命、財産を第一に守ることとあります。

そのための防災無線でありますので、私は利便性とかいろいろ、それは同報系と携帯電話のシステムの違いはあるんですけど、何といたしましても、一番は安全性、信頼性を第一に考えるべきだと考えております。そのほかのことは、この同報系でも携帯電話を使ってできるシステムはあるわけでありまして、まだそれ以上に住民サービスを向上させたいというのであれば、例えばサネット、津和野町さんと一緒に、そういうシステムを構築するなり、いろいろな方法があると思いますので、まず、ここは利便性ではなく信頼性をまず考えるべきだと思います。

そのことに対して、町長の答弁が同報系を選択するんだということでしたので、賢明な選択であると思っております。君子は豹変するといいますが、まさに君子は住民のために豹変しなければならないときもあるわけでありまして、先ほどの答弁を大いに評価しておきたいと思っております。この件に関しましては、御答弁は要りません。

次に、住民自治についてお聞きをします。

先ほどの全協で、私はなかなか、町長が言われる公民館を核とした住民自治のあり方という姿がなかなか見えなかったから、お考えをお聞きしたいと思って通告をしたわけですけど、先ほどの全協でようやくその姿が見えてまいりました。

まず第1に、統括コーディネーターを置くということ、5つの公民館の統括をするコーディネーターを置くということ、そして主事を各公民館に2名配置するということが決まりました。

そこで、私は、この方針は今まで柿木で手づくり自治区を3年間やった中で、今大変職員の方に御迷惑をかけとるわけですけど、マンパワーというのはある程度必要だということで、この方針は大変歓迎しとるわけですけど、そこで、統括コーディネーターなり主事の人選、本当に誰でもいいというわけではありませんので、ここの辺のどこを本当に住民自治をしっかりして、強固な地域をつくり、その5つの地域が一つの町として、本当に吉賀町が今以上に活力のある町にできる、住民が主体で行政と協働しながらまちづくりができる、そういう役割を担った大変重要なポジションだと思いますので、ここの辺の人選をどのように考えておられるのか、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、住民自治についてということでお答えをしたいと思います。

8月30日の全員協議会で、公民館を拠点としたまちづくりについての現在までの取り組みの状況について、御報告をさせていただいたとおりでございます。資料につきましては、御案内のとおりでございます。

その中で、自立した人たちによる持続可能な地域をつくることを目指し、公民館は自分たちでできることは自分たちでしようとする力を持った人を育てる役割を担うということといたしました。

そのための体制整備として、まだあくまで素案の状況ではございますけど、5つの公民館や学校、地域団体などをつないだり、指導助言などを行ったりする、これは仮称ということで受け取っていただいているかと思いますが、統括コーディネーターの配置を今提案をしているところでございます。

また、各公民館がこれまでより多岐多様な業務、社会教育に加え、地域振興にも対応するために館長の雇用形態を変更するという、もう一つは、公民館主事を2人とする体制の強化も提案をしているところでございます。

今後、議会の議員さんを初め、広く町民の皆様の御意見もいただきながら、方針を決定し、具体的な取り組みを進めていきたいと考えております。

申し上げましたように、現段階はあくまで素案でございまして、先日、全協で議員の皆様にもまずその素案のお話をさせていただきました。担当いたします教育委員会のほうといたしましては、今度は地域に出かけていって、住民説明会を、素案をもとにさせていただいて、それをまた持ち帰って、いわゆる最終的な方針を決定をするという段取りにしております。

ですから今、8月30日に提案した内容が、あくまで本決まりではないということは御理解を

いただきたいと思います。

それから、仮にそうした決定になったときという前提でお話をいたしますけど、本当に今お話がございましたように、統括コーディネーター、それから2人目の公民館主事をどういった形で人選をしていくのか。特に統括コーディネーター、いわゆる全体をコーディネートをする重要な役割になるわけですので、この人選は本当に重要な部分だろうと思います。

これは、また素案を経て、あり方、最終的に決定した段階でその人選の方法については、これからまた担当いたします教育委員会、あるいはまちづくりをつかさどります、現状でいいですと役場の町長部局の企画のほうでございしますが、そうしたところと協議をしながら人選の方法は、鋭意検討させていただきたいという思いでございます。

具体的内容をきょうお答えできないというところは、先ほど言いましたこれからのスケジュールのこともございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 素案ということですので、一応方向性が決まったというふうに受けとめておきたいと思いますが、それにしましても、せっかくこうやって新しい組織なりをつくろうという動きが出てきたわけでありまして、今地域地域どこもそうだと思いますけど、使い古された言葉ですけど、高齢化が進みまして、本当に地域の行事さえまならない。しかも、二、三、例がありましたけど、集会所ももう維持できないから町にお返しするというような地域もあるわけでありまして、ここんところはもう少しスピード感を持って事を進めていくべきだと考えております。

それと、この公民館と——公民館というのは、今までは社会教育的なことをやっていたわけですけど、今度自治が加わってくると、主事を2人置く。そして公民館長がその上にいる、そして統括コーディネーターがいるという構図になると思うんですけど、そのこのとこで、今までの教育委員会部局の公民館と、こちらの自治が本当にすんなり融合できる、この体制でできるかどうかというのも少し疑問があるところですので、その辺のとも、その方法論を話し合いながら解決していく必要があると思います。

どちらが優位に立ってどちらがその下という関係ではなくて、お互いがまちづくりのために寄与する。その目標を町長部局と教育委員会の部局がやっぱり目標を一つに定めて、そこに歩んでいく。そのための組織でなければならないと思いますので、そのこの辺のともはもう少し部局部局の会合で精査して形をきちっとつくっていただきたいと思っております。

そこで、これは提案なんですけど、自治会なり公民館が今まで担ってきた役割、それだけでそれじゃ地域づくりはできるかという、先ほど申しましたように、高齢化の問題がありますし、人口減少の問題があります。

そこで、これ山陰中央に出とったんですけど、地域運営組織、島根県ではこれが小さな拠点づくりに当たるんじゃないかと思えますけど、この設立が大変ふえとるそうであります。

目的は、高齢化の対策であり、ごみ問題、公的施設の維持管理などいろいろな、それに加えて交通網のいろいろな問題も出てきていると思うんですけど、要するにその地域の課題を解決する、そういう組織が今各地で設立されとるそうであります。

政府としても20年に5,000地域を目標に掲げて、このことを推進しとるわけですけど、これすぐ答弁をとということにはならないと思えますけど、その辺のとも加えて、今後検討されるのかどうか、違う組織を一つにしてやるという流れの中で、こういう組織に移行をするという——移行というたらちょっと語弊がありますが、そういう目標をそういうところに掲げるといような考えもあるのかどうかということ、まずお聞きしておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、前段の部分でお答えをさせていただきたいと思えます。

実は今、敬老の日がもう間近になったということで、私もきのうは柿木の福川の自治会館のほうへ敬老の日に出かけさせていただきました。本当に多くの方がいらっしゃいました。

多くの方というのは、対象になる御高齢の方もそうでございますが、多かったのはそれを支える、支援をされる地域の皆さんです。私、本当びっくりして最後に感想を発言をしてくださいということでしたから、マイクを持ってまた感想をお話をさせていただいたんですが、本当にすばらしいのは、それを支える地域の皆さんが、地区を挙げて御高齢の方、人生の諸先輩方に感謝をし、敬う、そうした行事をしておられるという、あの姿を見て本当にすばらしいなと思えました。

これがまさに地域づくりであったり、人づくりであったり、それがひいては公民館活動にやっぱり延長線上にあるんだろうと思えます。そうしたことでいいますと、やはり公民館のあり方というのは、前回8月30日の全協の資料にも書いておりますけど、人づくりであり地域づくりであるということ、ここに主眼を置いて、事務方のほうはいろいろな協議を本当に時間をかけていただいていたということでございますので、これまでの公民館の形態、何十年も続いていたものを、これから少しずつですけど変えていこうということで、本当に大きな岐路になるわけでございますが、せつかく事務方のほうがつくって、形として今素案になっておりますけど、これをぜひ、決定をさせていただいて、前に向けて施策を進めていきたいなと思っております。

その中では、人選のこともございますが、スピード感は大変重要だと思います。今、スケジュール的には来年度からは統括コーディネーターを採用したい、雇用したいということになりますから、逆算をするとあともう半年しかないということです。早い段階で住民説明会を終えて、決定をして、今度は統括コーディネーターの雇用に向けてまずは準備をしていく。1年後にはその名称を変えたり、それから今度は2人目の公民館主事の採用に向けてということでございます。

待ったなしでございますから、ここ本当二、三年が勝負どころだと思います。しっかりスピード感を意識しながら対応させていただきたいと思います。

それからもう一つは、教育委員会部局と企画の、いわゆる社会教育の部分と地域振興の部分のお話がありました。御指摘のとおりだろうと思います。これまで双方向でやっておったものを、一つの組織の中でやっていこうということですから、公民館主事が2人になったから、それができるということでは決してないと思います。

そこにお互いが補完をしながら、セクションでいうと両方がですね、当然教育委員会と企画だけのお話ではないと思います。あらゆるセクション、かかわりを持っていかなければならないわけでございますから、人づくりと地域づくりを進めるためには、今までの仕事のやり方、ありようをやっぴりもう1回考えていかなければならないというふうに思っています。

それから、後段のところで御提案ということでもございましたけど、地域運営組織は、先ほど言いましたように、全国あちこちで発足なり始まっていますけど、今全国的な組織ができました。そのときの旗振り役は島根県の雲南市の速水市長さんでございます。

雲南市はああして54号線沿いの新しく市になった自治体でございますけど、旧村エリアが非常に広くて、とはいいいながら、それぞれの旧村ですばらしい活動をしていらっしゃるということで、それを継続をして、地域自治組織というものができたと。それをどうにか全国的な組織で協議体コンソーシアムをつくって、情報の共有をしながら全国展開をしていきたいということで、特に総務省が反応されて、新しいそうした地域自治組織の中では、いわゆる法人格を持たせていくというようなことも話に出ていますし、そういうふうになっていますので、新しい展開だろうと思います。

島根県では、そうしたことを踏まえて、小さな拠点づくりということで、新聞にもたくさん最近も出ていますが、それを目指していくのかというお話でございます。私はそこへ勢い、今回の公民館のあり方を持っていくつもりは現段階ではございません。

一つには、県のほうは今小さな拠点づくりは、いわゆる標準パッケージは、2,000人規模の公民館エリアということですから、吉賀町でいいますと、6,300人足らずの人口で2,000人規模の公民館ということでいいますと、難しい部分がありますから、仮にそこを目指すということになれば、5つの公民館ある程度複合的に複数区をやっぴり束ねて考えていかなければならないということもございます。

そうした方法がいいのかどうか、場合によっては今の5つの公民館エリアで、2,000人規模には当然かないませんが、それぞれのエリアで小さな拠点的な活動なりをしていただくほうが、私は効率がいいのかなというふうに思っていますから、現段階で県が、いわゆる小さな拠点づくりのところへすんなり入っていくということではなくて、将来的にやっぴり当然あるかもわ

かりませんが、現状においては、まずそのところは現状においてはということはおし上げたいと思います。

ただ、やり方とすれば、当然そうしたことをお手本にやっていく必要はあるんだろうと思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） このことは、産業振興とあわせて大変重要なことであると思っております。

いずれにしても、今までかけ声だけだったとは言いませんけど、住民と行政の協働という言葉が使われて久しいんですけど、なかなか現実はそのようになっていないわけでありまして、ぜひこのところをきっちり束ねて住民と行政が一緒になってまちづくりができる、そういう施策を強力に打ち出していきたいと思っております。

それで、もう1点、今人選のことが出ましたけど、後ろに柿木の若い主事が傍聴に来ております。寡黙な方ですが、大変私たちと違って年齢が若い——年齢が若いといったら少し言葉遣いが変ですけど、若い方です。やはりものを見る視点が私たちとは違います。私たちが悪いというのではなくて、若い方には若い方の次の世代をどうしていくかという視点があるわけですので、そこそこはこの人選、主事なり統括コーディネーター、ただ町内で学識経験者とかそういう古い人選ではなくて、もう少し視野を広げた人選をしていくべきだと考えております。

それと、また柿木のことになって大変申しわけないんですが、手づくり自治区を今までずっとやってきて、ここはひとつ、今職員の方が地区担当制ということで、ほかの会議にも2名の方が出ておられますけど、今言ったように次の世代を担う若い職員がもう少しこういう会議に出れる、自由な時間を設定するべきではないかと思っております。

残業が多いとか少ないとか、いろいろな議会からも出ていますけど、私は銭金の問題ではなくて、若い人がむしろ地域に出て、その地域の実情をしっかりと把握して行政に生かす。極端に言いますと、新規採用の職員はこの主事の中に入って、地域を1年か2年見る、そして役場に帰ってくる、そういうシステムをつくらないと、大変失礼ではありますけど、今の我々の世代はついていけるような時代、そういうことをいつまでも繰り返したる時代ではないと思っておりますので、そこら辺のどこを少し考える必要があると思っておりますけど、町長、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、前段の統括コーディネーターと公民館主事、いわゆる人選のことでございます。先ほどお答えをしたとおりでございます。本当に重要なポジションでございますし、とはいいいながら、時間のなかで、特に統括コーディネーターは、人選をしていかなければならないということでございますので、先ほど御意見のあったところも当然我々も考えておるとこ

ろでございますので、これまでのただ単に採用試験をやって、この方が合格だというようなことにはならないんだろーと思っておりますから、そこらあたりの採用の仕方、雇用の仕方については、これから検討させていただきたいと思っております。

それから、手づくり自治区のお話等の中で、職員、とりわけ若い職員云々というお話がございました。

これは業務の中でということはなかなか難しい部分がありまして、定年退職とか欠員があった場合に、そこを補充するために、本来の業務を行うために新規職員を採用するわけでございますから、それ以上ということになりますと、非常に難しいわけでございますが、ただそれとは別に、町の状況を見るとか、地域の状況を見るということは、業務だけでなく、それ以外、業務外のところで地域活動を職員がする中で、当然見えてくる、かかわってくるわけでございますので、それはどうしていけばいいかという、これは難しい話ではなくて、地域に自主的に出ていけばいいわけです。

ですから、自治会の活動であったり、若い方の集まりのところへやっぱり自分が足を運んで、その会議の中で皆さんと一緒に活動してみるとか、そうしたことが必要なんだろうと思っております。そして、やはり業務以外のところで地域づくりとか、現状を目の当たりに見て研さんを積んでいくというのは非常に大事だろうと思っております。

そういうこともありまして、昨年から町政座談会をやらさせていただいて、今年度2回目で今4カ所終わりました、あと蔵木地区だけになりましたけど、これは11月なんですけど、そこへ自主的に職員が出かけて、地域の皆さんがどういったお考えか、どういったお声があるのか、それから、どういった方がお出掛けをいただいているのか、そうしたことをやっぱりつぶさに見ていく必要があるということで、事あるごとに職員にも座談会のほうに出席をするようにということで声かけをしております。

昨年よりは幾分かは今4カ所をやる中ではふえてきたかなというふうに思っています。そうしたことをやっぱり日常的に、我々が声かけをしていくということも非常に大事な部分だろうと思っておりますので、そのような対応をこれからもしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 職員の方に強制する案件ではありませんけど、そういう出やすい環境をつくっていくというのは、ぜひ必要なことだろうと思っておりますし、やらなければならないことだろうと思っておりますので、期待をしておきたいと思っております。

次に、指定管理者制度の見直しについてということで質問をします。

資料をいただいたんですけど、30年度の指定管理の施設の指定管理料、修繕費、工事請負費

のこれ30年度の合計だと思いますけど、約1億2,000万円かかっています。その中である施設が3分の1ぐらいの経費がそこで消費されております。それは、銭金がどうという質問ではなくて、いずれこの指定管理、施設が老朽化してくるわけですので、修繕費なり工事費なりは毎年増加してくるということは予測されるわけでありまして。

そこで、いつまで、町長、いつも言われますように公的な施設は直営でやるか、指定管理に出すか、その2つしかないと言われますけど、私は、ここは管理してもらおうと思えばそうかもわかりませんが、やはり時代にそぐわない、そりゃ40年も50年も前にできた建物というのは今の時代に本当に必要なのかということもありますし、さまざまな面で売却なり譲渡なり、あるいは私がいつも言っている評判の悪いコンセッション方式、水道事業に導入されて大変評判が悪いわけですけど、営業権だけを譲渡して財産的なものは行政が受け持つ、指定管理とは違うわけでありまして、こういう方式も、吉賀版としてある程度形を整えて建物を自由に使ってもらい、そのかわり20年——これは私の考えなんですけど、20年なら20年はそこを使用してくださいと、設立当時の目標に沿って運営なり経営なりをしてもらう。

しかし、その20年、30年たったときに、解体の費用というのは莫大な費用になるわけですけど、所有権を行政が持っているわけですから、解体のときは行政が請け負いましょうというようにいろいろな方策を立てて、指定管理か直営しかないというような、ごまかしとは言いませんけど、ほかの方法を考えないという、しかも経費は増大する、見てもわかるとおり、指定管理料もどの施設も上がるとるわけでしょう。特別な要素があったとも、燃料が高騰したとか、電気代が倍になったり、水道代が倍になったというような理由もなしに、指定管理料も上がっているということです。

ここで、15年に総務省の自治財政局長が出している通達なんですけど、ちょっと読んでみます。

経営の悪化は設立団体の財政運営に大きな影響を及ぼすケースがある。健全な運営に万全を期し、住民の信頼に応える必要がある。必要に応じ事業の見直し、廃止、譲渡、完全民営化等を行うことが望まれる。

これ15年にもう既にこういう通達が出るとるわけですよ。それをいつまでたっても直営か指定管理かということしかないわけですけど、島根県でも、もう随分古い報道ですが、松江のイングリッシュガーデンなり、風の国なり、民間譲渡しとる施設はたくさんあるわけですよ。

今から本当に医療なり、いろいろな面で大変タイトな財政になっていくわけですけど、その中で住民のサービスに対して何を優先さすかということは、行政が一番先に考えて、そのこの辺のこの、今ある施設を潰せと言うとるわけではありませぬので、その方法を行政が受け持つ負担をどれだけ減らして、なおかつ、三セクなり指定管理をする施設が設立当初の効果を上げられるか、

そのことをまず、本当にもう少し柿木地区の施設の見直しだけではなくて、全般的な検討委員会をつくるべきじゃないのでしょうか。

40年に40%のものを減らすちゅうのは、そりゃほっといても、今から40年たったら100%なくなりますよ、建てかえない限りは。そんなぬるい行政ではちょっと本当時代についていけないと思いますので、この辺のとは少し考える必要があると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして指定管理者制度の見直しについてということで答弁をさせていただきたいと思います。

吉賀町公共施設等総合管理計画は、現在の状況を踏まえまして、どのような公共施設等が必要であるかについて、住民の方々を交えて検討するために策定されたものでございます。

公共施設等のあり方を検討するに当たりましては、まちづくりにかかわるものであることから、国より策定が要請されている、これは前回も申し上げておりますが、個別施設計画の策定及び令和2年度の総合管理計画の評価、検証段階において、議会や住民への十分な情報提供等を行うということとしております。

一方、人口減少や高齢化が急激に進んでいることなど、建設当時と比較して環境が大きく変化している場合も多いことから、早急に公共施設等の適正管理の取り組みを進める必要があるため、全庁的な取り組みといたしまして、これまで一部に行っておりますファシリティマネジメント推進委員会という組織がございしますが、この委員会において、公共施設等の情報を集約した固定資産台帳の情報更新を行っているところでございます。

今後におきましては、固定資産台帳及び統一的な基準による財務書類から得られる情報によりまして、公共施設等の維持管理、更新等に係る中長期的な経費の分析を行いまして、議会や住民への情報提供を行うと同時に、御質問のありました売却、譲渡あるいは廃止であったり、廃止後の解体撤去であったり、そうしたことを含めまして全ての公共施設のあり方を検討してまいりたいと思います。

御紹介がありました自治財政局長の通達もございましたけど、当然、公の施設を管理するということが決定をした暁におきましては、その方法は直営か指定管理の方法しかないということでございまして、議員が言われるのは私も当然同じ共通理解をしているわけですが、その前段の作業として売却とか譲渡とか、今申し上げました廃止とか解体撤去、そうした選択肢をしたらという御提案というふうには受け取っております。

当然そのような作業を今からしなければならぬということで、それが令和2年度末までに国から求められております、それぞれの施設の個別の施設計画でございまして。その内容をこれから

事務方のほうでファシリティマネジメント委員会を中心に調整を行っていくということでございます。

今、総合管理計画は向こう40年間、平成29年度から68年度までの40年間で40%、今ある約9万2,000平方メートルの面積なんですけど、それを40%削減をしますということです。これは決して今のまま残して云々ということじゃなくて、それを更新をかけていくと、今同じ状態で更新をかけていくと、それに係る投資的経費が1.2倍かかるので、それでは当然人口減少が進む中で、財政的にももちませんよということで、逆算をしてくると、やはり40年で40%削減しなければ吉賀町自体がもたないと、こういうことございますから、当然更新をする、その作業の段階で言いましたような個別の施設計画を立ててまいりますので、その中で公共施設のあり方を直営のまままで続けていくのか、それから指定管理にしていくのか、それからその前段として、譲渡とか、それから売却であったり、廃止をしていくとか、そうした選択肢をまさにこれから調整をさせていただこうということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 私みたいなもんが財政のことまで口を出すまでもなく、皆さんが一番よく身近に感じておられとることだと思いますので、ぜひ、ここは真剣に議論して答えを出してもらいたい、そのように思っております。

次に農業支援についてお聞きします。主に、地域商社、そしてブランド化、そして生産者の育成の3点についてお聞きしたいと思います。

地域商社は、今、丹後大国から来られて作業が進んでいるんだと思いますが、私が聞きたいのは、前も説明があったかと思いますが、地域商社を設立する一番頂点の目的が何なのか、そしてその中で産業の振興をどうしようとしているのかということを知りたいわけであります。

地域商社は、御存じのとおり山口県では山口県と山口銀行が一緒になって地域商社やまぐち株式会社を立てています。目的は、県内産をどうすれば売り込めるのか、これが山口県の目標であります。山口銀行は、金融支援以外でもっと地元産業の活性化を図れないか。

今、一番苦慮しておるのは、人口の減少によって本当に今まで就職でもすごい難関だった銀行がだんだん衰退しています。銀行は、今、一番危機感を持つわけでありまして、そのための地域商社を立ち上げた。地域が活性化してもらわんと銀行も困るわけです。だから、いろいろな目的の者が一緒になって地域商社をつくっている。

この手段が大手商社が参入しない少量多品目の商品開発と販路開拓です。高くてもいいものを手に入れたいこだわりのある客層をターゲットにして品質を改良しておるわけであります。

そこで、当町は今コンサルを入れとるわけなんですけど、先ほども言いましたように、どうしようとしているのか、そのことをきちっとコンサルに伝えて事業を進めているんかどうかということ

をお聞きしたいと思います。丸投げではないと思いますけど、そののところ、町の姿勢をどう伝えて作業をされておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして農業支援ということで、まず前段の地域商社につきましてお答えさせていただきたいと思います。

昨年12月とことしの2月の全員協議会でも御説明しましたが、地域商社を町全体のブランド化を進める実施主体と位置づけまして、吉賀町を丸ごとブランディングし、町を売り込むことで、吉賀町ブランドの知名度の向上、それから地域経済活性化につながることを設立目的としているところでございます。

現在、3月末に包括連携協定を締結させていただきました株式会社丹後王国様から、専任の職員、この6月、吉賀町に滞在していただきまして、地域商社設立準備室の職員と設立に向けた計画策定を進めているところでございます。それから、町の顧問にも就任していただいております皇學館大学の千田先生のほうにも定期的にアドバイスをいただいているところでございます。

基本的な部分でございます誰が担うかであったり、それから事業全体の構想、こうしたことにつきましてはきょうペーパーとしてお示しはしてはおりませんが、今、担当課の特に設立準備室のほうでは12月の定例会の前段の全員協議会のほうで全体の概要についてお示ししたいということで準備しておりますので、きょう、そこがまず提示できないというのは御理解いただきたいと思っております。

それから、私のほうから原課のほうへどうした指示なりということでございますが、ある意味、職員のほうがしっかり知恵を絞ってということが大前提ということでもありますから、余り私のほうからとやかくは言わないようにはしておりますが、今回、そうして地域商社を立ち上げたいという私の思いは、地域商社といいますのは、地域の産品や資源を発掘したり、それからそれをブラッシュアップ、磨き上げたり、そうして販路の開拓を行うということで従来以上の収益を引き出していただいて、そこから得られた情報であったり、収益を生産者であったり事業者の皆さんに還元していく。

ですから、地域商社で本当にいいのは吉賀町の中でそれが循環する。それがベストだろうと思っておりますが、なかなか、いわゆる販路のことであったりということで考えますと、吉賀町の中での完結というのは、当然、それは考えることはできませんし、そうした地域商社は成功はしないと思っておりますから、いわゆる吉賀町のブランディングの話もあろうかと思っておりますけど、そこをどうしていくのか、それを今度は町外や県外に向けてどうした売り出しをしていくのか、PRをしていくのか、そこにかかっているところでございますので、そうした私の基本的な思いや理念を今ペーパーのほうへ落とし込んでいただく作業をさせていただいているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 12月に素案が示されるということですので、その結果を待ちたいと思いますが、次にブランド化のことをお聞きしたいんですが、その前に、地域商社なりブランド化ということよりも、まず今の吉賀町の農業の現状を、少し把握はしとるんだろーと思えますけど、将来的にそんじゃどうするんだということをしっかり計画しなければならない、もう既に遅いかもわかりませんが、そういう時期だと思えます。

その中で、ここに島根県の新規就農者の記事が出ていますが、18年度、就農も雇用も含めてですけど、176人の方が島根県の農業に就かれたわけですけど、その中で自営就農の方は出雲市が13人で吉賀町が7人、浜田市が5人ですので、吉賀町は人口規模とか面積とかを勘案しますと結構な方が就農された、これは統計ですので、出ています。

そこで就いてくれたのはいいけど、そんじゃいつまで続くか。この数字だけを見て喜ぶんじゃなくて、そここのところは、町としてこの人たちが就農して生活できる、そういう支援をする、そこが地域商社なりブランド化なのかもしれないけど、もう少し基本的なことで、リースハウスのこともありますけど、なるべく資本がない方でも農業に参入できる、そういう方法を考えなければいけないと思えますけど、産業課のほうでただ国や県の事業を流すだけではなくて町独自の施策を真剣に考えることが大切だと思えますけど、今言ったからどうこうではありませんけど、町長はどのように考えておられますか。

この7人の方が10年先も20年先も農業で生活し、ここでせつかく子育て支援をしとる、こんな町はないわけですので、ここで暮らしていける、そういう農業支援というのを私はもう少し厚くして考える必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お話がありましたように、ああして、特に少子化の関係があつたりして非常に人口減少になると。吉賀町の場合は、幾分、緩やかになったと言いながら間違いなく人口は減っている。

これは間違いのないわけでごさいます、座談会でも今皆さんのほうへお伝えしていますが、大きな課題とすれば、農業に限らず、林業に限らず、全産業を通じて担い手とか後継者の問題が非常に大変なんですとよくお話しさせていただいています。

そういう中で、先ほど御紹介があつた新聞の記事も私も先日拝見させていただいたところのごさいます、吉賀町は7人の方に就農していただいている。議員のほうは結構というお話がありました、私は結構じゃなくて随分頑張っているんだろーと、7人という人数は。自治体の規模からすれば非常に7人の方は本当に頑張っただいて、ありがたいことだなというふうに敬意を表したいと思えます。

そうした方に吉賀町の中で農業に従事していただく、いつまでもしていただくということが理想形、目指すところでございますので、そんな思いもありまして、実は、先日、町村会と知事との意見交換会が、これは地方創生の素案に対する意見交換会でございます、そこでもお話しさせていただきました。

それから、その日の午後は場所を変えて今度は県庁のほうで、今回、私が県の農政審議会の委員に選任されたということもございましたので、県庁であった農政審議会、県の会議の中でも私は発言をあえてさせていただきました。

そこで発言しましたのは、県のほうは、いろいろなメニュー、農政部門を設けていらっしゃいますが、基本的に島根県で農林業に長く従事していただく、なりわいとして成立する、それからとにかくそれで生計を立ててその地で定住していただくというのが一番ですから、それをたどっていただいたときにそのベースラインをどのように準備すればいいかというのは行政の仕事だろうと思います。

そのための手法が、例えば吉賀町でいうと少子化対策であったり、生活する基盤がちゃんと確定していないと、働く、要するに生計の主体が農業であろうが、林業であろうが、それから商業であろうが、製造の企業で働いている、いずれにしてもベースラインがしっかりしていないとその地ではできないということになるわけでございますので、そこら辺の全県的な支援をまずしていただきたいということを声高に発言させていただきました。

それを見ながら、今度は、それプラスといいますか、吉賀町独自の策を立てなければならないということで、それは県のほうへお話ししながら我が町ではいろんなことに取り組んでいます、挑戦もさせていただきますということでございます。

今、議員からございましたその辺の手だてのところを吉賀町ではいかように考えているかということで申し上げます。現状は今あるメニューが現在の状況ということで御理解いただきたいと思いますが、それだけでは当然足りない部分でございますから、農業でいうと、また来年度の予算編成でどういった形が出てくるかわかりませんが、そこでしっかりまた予算編成の段階で考えさせていただきたいと思います。

もう一つは、ああして山のお話がほかの議員さんからもいつも出ますけど、森林環境譲与税の活用が今年度からある。とりあえず吉賀町の場合は今基金に造成して、そこから研修であったりということはいわゆる担い手の部分のところへ充当させていただくということになりますが、これがずっと続いていきますから。

今年度は約1,300万円から400万円ぐらいの譲与税でございますが、最終的には単年度で4,300万円から400万円入るとい、そうした制度でございますから、長い目で制度設計すれば、幾らでもといいますか、それ相応の財源は確保できるという担保があるわけですから、

長い、10年、20年というスパンじゃなくて本当に50年とか100年のスパンの中でそこら辺の施策を考えていく必要があるんだろうとっております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 最後になりましたが、ブランド化のことについて少しお聞きしておきたいと思います。

簡単にブランド化と言いますが、商品をブランドとして育てるのはそんなに簡単なことではないとっております。そこで、ブランドというのは形があるものではありませんので、せっかくいい「水とすむまち」という大変立派なロゴとロゴマークができました。これに恥じない町のイメージというのをつくっていかねばならないと思います。

吉賀町は、どちらにしろ、豊かな自然をどうアピールしていくか。しかも水源の町でありますので、清流高津川の一番上流の町がどうやってきれいな水を出すか。そのところに産業なり農業なりいろいろな面で森林なり施策をしていって、それが吉賀町のブランドになるわけでありますので、そこら辺のところ、どういうまちづくりをしていくかということをお聞きしたいと思っております。町長は、たしか全国水源の里連絡協議会には入られたと思うんですけど、「日本で最も美しい村」連合にはまだ加入していないと思います。

島根県では、たしか2町村が入っているはずですけど、そういうところに加入して町をアピールしていく。そうして町のイメージをしっかりと都会の人に植えつけていく。そのことが、ひいては吉賀町の米なり野菜なり加工品なり、美しい、本当にきれいな水と自然からできた健康な食べ物ということでブランド化されるわけですので、その辺のところのお考えを少し聞いておきたいと思っております。

それと、先ほど指定管理の話をしましたけど、9月4日におかげさまで吉賀町アンテナショップがオープンしました。オープンしてわずかのことですので、それがどうだというわけでは、言われればそれまでのことなんですけど、5日間、きのうまでで110万円の売り上げがあつて、600人以上の入場者があつたということです。

何が言いたいかといいますと、指定管理に出したからそれでいいのではなくて、指定管理者を選択するときの基準、そのところをきちっとやる必要があるんじゃないかと思つてこの数字を発表したわけであります。

それは置いといて、最初の質問にお答えいただきたいと思つています。

○議長（安永 友行君） 岩本町長、簡潔に回答してください。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、前段のブランド化のところにつきまして端的に申し上げたいと思つています。

これは、御案内がございましたように形があるものじゃなくて無形の資産でございますので、

それぞれのお考えだと思います。新しいキャッチコピーとロゴマークもできましたので、それをしっかり活用させていただいてブランディングを図っていきたくと思います。

水源の里協議会にも加盟させていただきました。全国で27番目の団体になりました。今度、また秋にはサミットもごさいますので、参加させていただいて全国の仲間としっかり共有させていただきたいと思います。

もう一つ、協議会のお話がありました。これは、また予算もあることをごさいますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、10番、庭田議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

午前11時14分休憩

.....

午前11時22分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） それでは、きょうは3件の通告をしております。

最初に、2番目の質問者にもありましたけど、「公民館、自治会活動の状況と運営は」という内容で質問させていただきます。

まず、最初に、この間、8月30日に全員協議会で公民館のあり方等の素案が提出されましたけど、町長は、2年前に就任されて、その時に公民館自治会活動を重要視するというので、ようやく2年後にこういう素案が出たということはちょっと遅いのではないかなとは思いますが、重々、いいことではと思います。

まず、お聞きしたいのは、中央公民館があるというのをお聞きしとるんですけど、それはどのような業務をしているのか、それと公民館との関連性についてお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、1点目の「公民館、自治会活動の運営は」ということをごさいます。まず中央公民館についてお答えさせていただきたいと思います。

吉賀町中央公民館につきましては、町の条例、規則のほうへ明記してごさいますので既に議員も御承知のことと思いますが、改めて申し上げたいと思います。

吉賀町中央公民館につきましては、吉賀町教育委員会と同じ場所に位置しておりまして、館長は教育長、職員は教育委員会職員をもって充てられているわけをごさいます。

また、中央公民館の事業といたしましては、各公民館相互の連絡調整や公民館関係指導者の養成・研修、それから個別の公民館が行います事業の資料あるいは教材の作成または提供・配付、それから全町域に及ぶ事業を行う、こうしたことが主な業務となっているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、中央公民館の役割業務等をお聞きしましたけど、その中で今回素案の中に出てきました統括コーディネーターを配置するというあれなんですけど、この役割というのが、5つの公民館を行き来し、公民館同士をつなぐのが主な仕事みたいなんですけど、こんなんは、主事が2人ふえ、また公民館長も1日勤務となるとそういう業務ができるんじゃないかなと思っておりますが、また実際に運営とかそういったものは公民館がやるのであって、事業等を企画課が企画してそれが公民館においてくるということなんですけど、そこら辺が公民館サイドからいけばなかなかわかりにくいと。

そういった意味で、その辺でコーディネーターがどういう役割を持つのか。コーディネーターは、ただのつなぎの役割だけじゃないと当然思うんですけど、これは専門職だと思うんですけど、そこら辺のお仕事の内容をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 企画課の仕事なんか等を見るときに非常にわかりづらいといいますか、そういったお話でございまして、公民館は現状は教育委員会の傘下にある組織でございまして、当然、社会教育とか、そうしたこと、場合によっては社会体育もあるんだろうと思っておりますけど、そうした、要するに人づくりにかかわる部分を主に担当しているということでございます。

ただ、それだけでは吉賀町全体が元気にならないということで公民館を核にして地域づくりなり人づくりをやっていこうということで、今回、職員のほうで時間をかけて議論していただいたということで、その仕上がりがその素案でございまして。

統括コーディネーターのお話でございまして、これは、素案にありますように、5つある公民館、これを全体を見ながらバランスをある意味とるということではなく、バランスをとるということになればそれぞれの公民館が一様に同じような活動をしていくということになりかねませんので、そうではなくて、それぞれの公民館事業をコントロールといいますか、そこへまずいろいろな指導や助言をしていただきながら全体として5つの公民館が元気になって吉賀町が活性化していく。

これが私が前から言うところの町を一つにという理念の形になる部分だろうと思うんですけど、そこを全体のとりまとめなりをしていく、指導や助言をしていくのがコーディネーターでございまして。

確かに将来的には、今、公民館主事が1人のところが2人体制になる。ただ、2人目の公民館

主事が、公民館主事という名前がいいかどうかは別にしまして、例えばほかの自治体でやっておられるような集落支援員であったり、そうした名前でも私はいいと思うんですけど、そういったマンパワーを配置させていただいてやるというのが今回の素案でございます。

ですから、公民館主事2人体制になれば、これはそれぞれの単体の公民館のところでございますが、それはそれで公民館を拠点にしてしっかり地域づくりなり人づくりをしていただく。

それから、統括コーディネーターは5つの公民館を束ねて連絡調整をしていただくということですから、統括コーディネーターと2人目の公民館主事とは意味合いがおのずと変わってくるんだろうと思います。

今、公民館では、恐らく、従来の公民館事業に加えて企画課が所管しております自治会長会の事務局であったり、そんなこともやっておられる公民館もあるやに聞いていますし、それは私は決して否定するものでもございませんし、そのやり方がいいのであれば私はそれをぜひ続けていきたいと思っております。

ですから、今の事業に加えて人づくりと地域づくりが両輪で動くようにマンパワーを準備させていただく、こういうことでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 公民館の今までの現状あるいは問題点等がこの間の全員協議会の資料のほうにも出されておりますけど、そこら辺をどういうふうにとまとめ、総括して今後にかかしていくのかということは残るんですけど、それは今後のこととは思っています。

それと、今後、どういうふうになるのかということに公民館が参加するのに抜けているように思われるんですけど、公民館を入れての話し合いというのはないのか。そこら辺を。

ここのあれを見ると、教育委員会、あと町長サイド、その二者で検討みたいな感じですけど、公民館も入れている現状や問題等も検討すべきではないかと思いますが、そこら辺はいかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 我々としては、そこをしっかりと伝えさせていただいたつもりでございます。当然、公民館のあり方を考えるときに、行政だけで、教育委員会だけで、企画だけで、それだけで公民館のあり方は論じられません。

ですから、長い時間がかかったというのは、事務方の会議もそうでございますが、そうした直接的なところでいうと、公民館であったり、それからほかの地域の皆さんであったり、その意見をいろいろ聞きながら往復しながらやったことによって時間がかかったということでございますので、当然、それぞれの公民館、特に公民館長さんであったり、今、本当に事務方で忙しい思いをしていらっしゃる公民館主事であったり、場合によっては公民館の運営協議会という組

織もございますが、そうしたところにも意見を聞いたりということでその作業の協議の往復をさせていただいて今回の素案ができ上がったというところでございますので、その点は御理解いただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今後、企画課なんかの提案等で事業運営を実際に行われると思えますけど、その事業運営をやる前にも公民館と協議するという、そういう理解でよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まずは、日常的な事業につきましては当然のことでございます。特に今回の公民館のあり方で全協でお話しさせていただいたのは、前の議員の答弁でもお答えさせていただきましたが、あくまで素案でございますから、それで今決まったということでは当然ございません。

これをもって、今から教育委員会のほうが各地区、恐らく公民館単位になろうかと思えますけど、いわゆる意見交換会をさせていただいて、それを持ち帰って今の素案を成案させていただく。

それから、それに基づいて今度はマンパワーを準備したり、公民館の名前を変えたり、そうしたことをしながら施策を進めていくわけでございます。当然、その過程におきましては公民館を初め関係者の方には御理解なりをしていただかなければ進捗いたしませんので、そのようなつもりで対処させていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） わかりました。

次に自治振興金の件について、自治会活動のことですけど、その辺でお聞きしたいと思います。

自治振興金発足以来、ことしで約9年目を迎えるかと思うんですけど、そこら辺で、毎年1,000万円ずつですかいね、9年目となると9,000万円、そこら辺のお金が使われとるわけですけど、これが本当に将来に向けて生きているお金になっているのかどうか、そこら辺の総括はどういうふうにされたのか、お尋ねします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、現行制度の中でいわゆる自治振興の奨励のために準備しておりますのは、自治振興奨励金、もう一つは御紹介のありました自治振興交付金でございます。

とりわけ自治振興交付金についてのお話だろうと思えますけど、これは、今ありましたが、平成23年度から取り組みを行っているわけございまして、今、第1次、第2次ということで第2期の段階に入っていくということで9年目を迎えているところでございます。

28年度からは現状の形にさせていただいたということで、基本的な基礎枠、もう一つは活動枠、2つに分けて交付するお金を2分の1ずつで活用していただきたいということにさせていた

だいておるところでございます。

全体の事業費は1,000万円でございます、それを一つのルールで対応させていただくということでございます。蔵木の場合で申しますと、今年度は約175万円ぐらい交付させていただいた。

用途については、蔵木地区の自治会長会のほうへお任せするというものですから、それが自治会長会議等でどういった御議論になってどうした活用へ充当していくかというのはまさに一任させていただいているところでございますけど、「検証は」ということで、検証は当然させていただいておりますが、我々としたしましては、地域の活性化や自治会活動の活性化のためにそれを有効に使っていただきたいということで28年度以降につきましては現状の形を変えずに来ておるところでございます。

ただ、よく声として聞こえてくるのは、従前の、今でいう基礎枠、いわゆるハード面、防犯灯を整備したいであったりとか自治会の備品を準備させていただきたいと。そうしたことは非常に使い勝手がいいけど、いわゆるソフト事業、活動枠については使い勝手が悪いんだということでございます。

ただ、そうは言いながら、蔵木の場合も28年度からまちづくり勉強会というのをつくられて、そちらのほうへ充当させていただいたり、特に近年はああして蔵木音頭をつくられて蔵木音頭のDVDを作成する経費に使ったりということで非常に有効に活用していらっしゃると思います。

ただ、残念ながら、活動枠、ソフト部分は全く使っていないという地区も現実に今あるわけでございます。その地区も昨年度につきましては有効に活用させていただいて実績も上がってきています。

私は、従前の基礎枠のハード部分を使っていただくのも当然いいかと思っておりますけど、今からのまちづくりであったり地域づくりは、ソフト事業の活動枠をみずからの考えでみずからの思考によって地域がいかように使うか、それが地域の力といいますか、だと思います。

地域が元気になる、そのために我々は交付金を準備しているわけでございますので、その2分の1のソフト枠、活動枠については、このぐらいの予算じゃまだ足りませんよというような要望が上がってくれば私はまだまだ考える余地はあるかと思っておりますが、まだ現状はなかなか、そうなり切っていない部分もあるようでございますので、もう少し状況を見ながら、今の交付金のあり方、特に基礎枠と活動枠の部分を検証していく作業は必要だろうと思っておりますが、現状においては今の制度を変える考えはございません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ハード面とソフト面があって、ハード面は使い勝手がいい、ソフト面はなかなか利用が少ないというようなことでしたが、私も町長と同じような考えで、ハード

面は必要かとは思いますが、10年、20年の町の将来を考えると、ソフト面である地域の方針や地域のあり方ということにお金をどんどん使えるような、そういった事業をすべきではないかと思しますので、今度、統括コーディネーターがそこに関与するんかどうかわからないですけど、そこら辺も含めて、今後は、そういうソフト面のそういった事業が展開できるような企画か何かの提案、そういったこともぜひしていくべきだと思います。

あと、次に自治委員や自治会長の選考のあり方とかそういった組織のあり方なんですけど、最近といいますか、徐々に高齢化が進んできており、またそういった委員のなり手もなかなかおらないと。

そういった意味で、輪番制あるいはくじ引きとか、そういったことが行われております。また、自治会長にせっかくなられても全然会合に出席しないとか、そういった不参加の方もおられるように聞いております。

これも現状と問題点が多々出ておりますけど、そこら辺を今後どういうふうに、今後、あり方を検討すると書いてありますので、再編はどういうふうにするのか、そこら辺をぜひ具体的なことがあればお聞きしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般お示しさせていただいた全協の資料の中にも自治組織の再編というお話がございます。具体を申し上げれば、御紹介がありましたようにいわゆる集会所の維持すらできないような状況のところ数が数カ所ございまして、集会所の管理のほうをお返しさせていただきたいというようなお話がある中で集落を維持していくのは非常に難しいというような実情もございまして。

ああして、自治会館と自治集会所、いわゆる地区集会所のあり方を今担当課のほうで2年間、時間的な猶予をいただいて検証している作業でございます。その中でもそうしたようなお話があるようでございます。特に自治委員を初め役員の方、自治会の、非常に選出に難儀しておられるというお話もあるようでございます。現に議員の地元でもそういうお話があるのかもわかりませんが、これは行政のほうの方が早い段階でそこへ立ち入る立場ではないと思います。

自治会の運営なり自治運営というのは、あくまで主体はそこにいらっしゃいます地域の皆さんでございますから、そこでしっかり御議論いただいた上で決定した内容で一定のルールの中で自治会の役員等については選任なりをしていただくのが私はベストだろうと思っておりますから、現在の状況の中で行政のほうの方がそこへ立ち入って選任について意見等を述べるということはやるべきではないかと思っております。

ただ、集会所の維持が大変になったとかそうしたことのお話をお伺いする中で自治会の組織が崩壊するとか維持管理が難しいんだというような声が切実な声として上がってくるのであれば行

政として地域づくりの観点からお手伝いさせていただかなければならないと思いますが、現状の中で全町的にそこへ行政のほうが入り込んで、自治会の役員を選任に携わる、あるいは助言等をするということは極力避けていかなければならないことだろうと思います。自治会のほうへ主体性を持たせるという意味でそのように考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 各自治会のほうに主体性を任せると言われましたけど、なかなか任せられたほうも高齢化とか、人数もだんだん減ってきており、かなり厳しい状況にあることは事実であります。理想はやはり、各地域が主体的にそういったことは決めるべきとは思いますが。

そこら辺の指導あるいは方法等も、行政のほうでいろんな地域を見ながら、提案等もぜひしていただきたいと思います。今後、ますます高齢化が進んでいるということは、やはり認識していかなければいけないことであり、やはりそういったこともよくお願いしたいと思います。

次に、今の質問は終わりました、2番目の質問で町の介護サービスの現状はということでお尋ねします。

今、介護サービスというのは介護保険料かなり前にもお聞きしましたが、かなり高額なあれを年金から等で差し引かれて、そしてまた利用する場合には介護料として数%の利用料を発生します。

そういった中で、これもまた高齢化が進んできて、ますますこういった介護等そういったシステムは必要であり、必ずみんながお世話にならにやあならんということになってきます。

それで、今後充実するという意味でも含めて質問させていただきます。

今ですね、介護度1から5までのサービス内容と利用限度額を介護度に応じて、それぞれお聞きしたいのですが、その辺はよろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、町の介護サービスの現状はということでまず、その上限額等についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

介護保険で利用できるサービス内容につきましては、要支援及び要介護の認定によって異なるわけがございます。

まず、要支援1、2の方は、介護予防日常生活支援総合事業となりまして、利用できる主なサービスは、自立した生活ができるようホームヘルパーなどの訪問型サービス、デイサービスなどの通所型サービスとなっております。

要介護1から5の方につきましては介護サービスとなり、利用できる主なサービスは食事や清掃、洗濯や買い物などの身体介護や生活援助のための訪問介護などがございます。いずれも、各個人のニーズに合わせた計画、ケアプランを居宅介護支援事業者が作成をいたしまして、利用者

同意のもとにサービスを提供しているのが現状でございます。

続きまして、1カ月当たりの居宅のサービス支援の限度額、これについて各認定区分ごとに順次申し上げておきたいと思っております。

まず、要支援1につきましては支援限度額は5万3000円でございます。要支援2につきましては10万4,730円。

要介護でございます。要介護1でございます16万6,920円、要介護2につきましては19万6,160円、要介護3につきましては26万9,310円、要介護4につきましては30万8,060円、そして要介護5につきましては36万650円、このような区分になっておるところでございます。

原則、支給限度額の範囲で利用したサービスの、先ほどお話がございましたように、1割から3割を利用料として負担をしていただいておりますのが現状でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、言われた中で、介護度1や2の人が、どういうんですかいね、例えば自立できなくて生活できないということで訪問介護等受けて、その辺も厳しい中で施設に入所できる基準というのが、介護度3以上となっているというのは、それは事実なんですかいね、そこら辺を。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 特別養護老人ホームの入所基準のお話だろうと思っておりますけど、平成27年4月から新規入所につきましては、原則、要介護3以上となっているところでございまして、吉賀町におきましても、みろく苑、それから、とびのこ苑では、この基準を適用している状況でございます。

このほか、要介護3以上が入所基準となっている施設は町内で申し上げますと、介護療養型老人保健施設六日市苑があるわけでございます。

要介護2以下に認定された方の施設の入所についてでございますが、一律にできないというわけではございません。家庭内に介護者が不在で、認知症等により自宅において日常生活を営むことが困難な場合など、個々の状況に応じて必要な関係機関との協議を行い、入所が可能となる特例入所の制度も導入しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、特例入所もできるということなので、ちょっと少しは安心したのですが、ただ吉賀町のとびのこ苑、みろく苑等に入所できず、町外に行かれる方が1.5割から2割ぐらいおられるということを聞いております。

そこら辺で、まだまだ基準が厳しい、場所も不足ということでもあります。そこで、ショートス

テイ等もあるみたいなんですけど、そのショートステイの利用限度が年間30日と決められているみたいなんですけど。これで主にショートステイ利用するのは夏場の暑い高温時、そして冬場の厳しい寒いとき。そういったときに、ただ夏や冬だけでも、1カ月、1.5カ月、それから30日から40日、冬でも2カ月60日ぐらいあると思うんですいね。

そこら辺で、その間だけでも利用できると思うんですいね。そこら辺で、ぜひその辺が、ショートステイの入所の環境によっても異なると思うんですけど、そこら辺30日限度をもう少し60日とかふやすことはできないのか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど申し上げました特例入所の制度のことです。そうしたことで、該当の方がいらっしゃいましたら、これは遠慮なく担当課の窓口のほうへ、御相談なりをさせていただいたらというふうに思っています。

それから今、個別の話がございましたショートステイの日数30日をいくばくか、もう少し延ばしていただきたいというお話がございます。かなり、制度の詳細についてでございますので、その点につきましては担当課長のほうから、保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、先ほどのショートステイの関係について、お答えをさせていただきますと思います。

ショートステイ2種類ございまして、いわゆる介護保険法適用になる部分と、それと町単独で実施をしております養護老人ホームの利用、生活管理の指導のために利用していただくショートステイ、一応2つございまして。

最初の介護保険法に基づくサービスの部分につきましては、先ほど利用限度額のところで町長が申し上げましたとおり、1月当たりのそれぞれの認定によって支給限度額が決定されておりますので、その支給限度額の範囲内であれば、特に年間30日とかそういった部分での制約はございません。この中で利用していただくということになりますので、例えば連続利用の場合も一部自己負担等、全額自己負担等していただければ30日を超える利用というのも、連続でも可能ということでございます。

それと、養護老人ホームへのショートステイにつきましては、こちらにつきましては主に利用者の方の日常生活の中で、規則正しい生活をしていただく上でリズムを整えていただくと、生活リズムを整えていただくということを目的に実施をしておりますので、こちらについては年間で30日という利用の制限をさせていただいておるところでございます。

こちらについては介護保険の適用ではございませんので、町単独事業でございます。原則とい

う形で対応させていただいておりますけれども、ただ、やはり状況によっては30日というよう  
なところを、いわゆる利用を制限するというのではなくて、その個々の状況に応じて、例え  
ば延長が必要であるという場合に判断した場合においては、若干の延長等々も考慮させていた  
だいているということでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 限度額の枠内ということなんですけど、やはり介護を利用するよ  
うな方、やはり収入が少ないと思います。

また、ショートステイの30日も必要に応じて多少の延長はということでもありますけど、やは  
りいろんな事業を町もやっている中で、やはりこういった介護サービスとかそういったことは、  
ますます今後需要、あるいは頻度も高まってまいりますので、やはり今後検討じゃなくて前向き  
に考えていくべきだと思いますけど、そこの辺、再度お願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

介護保険適用の部分のサービスにつきましては、これは法律により定められたものでございま  
すので、国が定めます支給限度額、これを超えてなかなか新たな制度としてつくるということは、  
非常に財源の問題等々もございますので、今、行いますという形では難しいというふうに思っ  
ておるところでございます。

そういったところで、そのほかの養護老人ホームを利用する町単独事業の部分につきましては、  
原則30日というようなところに沿ってサービスを提供しつつ、個々の状況に応じては、必要性  
があればまた個別に対応等させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願  
いいたします。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと今、ようわからんのですけど、国の制度の中でちゅう、  
そういうのはどうしようもないあれでしょうけど、今の利用限度の30日というのは、やはりも  
う少し必要に応じてでなくて、サービスを提供している方からも、もっともっと日数をふやして  
もらわんとやれないという意見もお聞きしておりますので、ぜひ検討課題として前向きにしてい  
ただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 大庭議員、次の質問については12時になりますので、残り時間は  
30分以上ありますので、それを利用させていただきということで、午後に回わさせていただきます  
。

午前中の一般質問、ただいまの8番、大庭議員の一般質問については途中ですが、午後に回わ

させていただきますので、ここで昼休み休憩といたします。午後は1時から再開いたします。よろしくをお願いします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を再開します。

3番目の通告者、8番、大庭議員の一般質問が残っております。それを続行していただきます。

8番、大庭澄人議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） それでは、午前中に引き続きまして、午後の質問に入らせていただきます。

次の質問に移ります。町有地の利用とソーラー発電の問題ということで、テーマで質問させていただきます。

現在、重則地区にある町有地、約5,000平米の土地が、荒れ放題であります。それで、昨年の定例会でも住宅建設をされてはどうかという質問をしたところ、町長の答弁で七日市の住宅の現状とかその辺を勘案して、それで検討するという答弁でありましたが、その後の経過を、まずお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして町有地の利用とソーラー発電の問題ということで、まず、住宅の計画等についてお答えをさせていただきたいと思えます。

重則地区への町営住宅の建設について、基本的な考え方をお伝えをしたいと思えます。

平成29年3月策定の吉賀町公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の建てかえ事業を進めております。本計画に重則地区への町営住宅の建設計画はありませんが、居住の安定に特に配慮が必要な子育て世帯等を対象とし、建設した地域優良賃貸住宅七日市団地の検証、町営住宅の需要の推移、建設費の抑制等を総合的に勘案し、検討したいと考えております。

特に、七日市団地の家賃特例は、入居後7年間適用されるということから、制度の効果を検証するには、まだ時間を要するというございますので、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 七日市の検証は7年間ということですので、まだまだだということだそうです。

それで、提案なんですけど、今後、その町有地に、隣に土地が結構あるんですけど、その土地に今、ソーラー発電システムの計画が持ち上がっております。その業者というのが広島の業者であり、多分サブ的な事業でされるんだと思えますけど、主な事業は住宅等の事業だと伺っており

ます。

そこで、提案なんですけど、町有地は今、本当に荒れ放題で、そういうところをソーラー発電は狙い撃ちするんですけど、そういった町有地が荒れ放題になっているのは、利用方法がなく、目的もないということで、そういうふうになっていると思うんですけど、その土地は、ある業者から寄附されて町有地になったんだと思うんですけど、その土地は、今のそのソーラー発電を計画している業者が無償提供して、そこに業者さんが建て売り住宅を建てて、そこで、その建て売り住宅を販売して——賃貸ではなく——そういったことをすれば、町も助かると思ったら変ですけど、いい利用方法であり、その広島 of 業者のほうも、多分いいんじゃないかと思うんです。

そこら辺で、なぜ、そういうことを言うかということ、今、太陽光発電システムがつくるのはいいんですけど、その維持管理が、なかなか営業収益の問題で厳しいということで、維持管理がなかなかできておりません。そういう中で、一人、二人の近辺にあるのは、一軒、二軒の問題ですけど、その近辺の人は、その業者に再々電話で訴えて、維持管理をしてくださいと言っても、なかなか業者はやってくれないという、そういう状況が生まれております。

そういった中で、ぜひ、今後また、その近くにそういうソーラーシステムができるということは、その辺の方の住民もソーラー発電は、決して景観のいいものではないと思います。

そこら辺で、ソーラー発電を全く否定しているものではないですけど、そういう発電システムは、やはり民家のない、影響のないところにすべきであって、そういった泣き寝入りしなければならないようなところには、ちょっと遠慮していただくという方法を、そういうところを回避するためにも、ぜひ、そういう建て売り住宅販売ということを思うんですけど、その辺は町長、どうお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 太陽光発電の関係も含めて提案がございました。議員御指摘のとおり、太陽光発電事業者が発電設備や、その敷地の適切な維持管理を行わないことによりまして、地域住民の皆さんに被害が及んでいることは承知をしております。

全国的にも、維持管理の面での事業者と地域住民のトラブル、後を絶たない状況でございますが、これは、法整備が現状として追いついていないというのが一因となっているところでございます。明確な法律違反ではないために、事業者に対しては、適切に管理するよう協力を求めるしかございませんが、事業者によっては、適切な対策をとらなかつたり、対策を後回しにしたりすることがあり、その対策の難しさを痛感しているところでございます。

現在の状況の御報告がございまして、一つの提案として、その町有地を無償提供して住宅の建設を促してはと、そうしたことを業者に話しかけをしてはというような御提案でございます。

先ほど申し上げましたように、現在、町のほうでは、長寿命化計画に基づいて住宅建設の執行

をしているということでございます。もう少し立ちますと、いわゆる前期の部分の検証があるということでございますので、現状、全体のところを見渡しをさせていただいて、そこら辺も含めて、この件については、以前から大庭議員のほうからも、御指摘なり御要望もあるところでございますので、そこらあたりは、次のステップに向けての一つの検討材料として、協議をさせていただきたいと思っております。

ただ、現状の中で、現段階でそのお話を持ちかけるというのは、先ほど言いましたように、計画との兼ね合いもございますので、現段階では難しいというふうに判断しております。

ただ、町有地が非常に荒れて御迷惑をかけているというところ、これは、やはり管理者としては、すぐ対処しなければならないところでございますので、町有地の管理につきましては、適正な管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今の町長の答弁をお聞きしていますと、なかなかゆったりと悠長な考えであり、七日市のあれを検証するといっても7年先というような、そんな長いことでどうするのかと私は思うんです。

それでまた、ことしの秋には、広島業者の方も建設の方向性を見出すのではないかと思います。そうすると、そこにソーラー発電ができてしまうと、町有地を利用して住宅建設というのも、つくっても多分、町長がつくるのは賃貸ということになるろうと思いますが、建て売りにしても、その利用者というのが、そういう環境の中で安ければ、ものすごくよそに比べてかなり安ければですが、同じようなあれですと、なかなか評判はよくないと思うんです。そういったソーラーばかりの環境の中で暑苦しそう。そういうことを考えると、そんな悠長なことを思うあれはないと思うんですけどね。

町の発展とか先のことを思うと、住宅をあそこに土地全部で20戸ぐらいはゆうに建つと思います。20戸つくれば多くの方が入ってこられるし、住宅問題も少しは緩和できると思うし、そこら辺で前向きな話ちゅうもんはならんもんなんですかいね。そこら辺、再度お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私の答弁の仕方がまずかったのかもわかりませんが、今から7年をかけてという表現はしておりません。七日市の先ほど言いました住宅は、平成26年に建ったわけです。運用、翌年度からしていますので、既に経過がしております。

ですから、7年経過というのは、令和で言いますと3年度になりますから、今から7年ということでは決してございません。そこは御理解をいただきたいと思います。私の説明の仕方が不十分だったかわかりませんが、そこはしっかりお読み取りをいただきたいと思います。

それから、現行の長寿命化計画も、これは平成28年に計画を立てて、計画全体は、29年度

から令和8年度までの10年間ということで、その前期分が29年度から令和3年度までですから、まもなく前期の見直しをするという時期が来るわけです。その中で、先ほど言いましたような住宅の件であったり、それから今、沢田の団地を整備しておりますが、これが終わりましたら、今度は横立の団地の整備に入るわけでございますから、そうしたことも状況を見て、前期の検証をさせていただいて、長寿命化計画の、今度は令和4年度以降の後半戦をどういった形で進めていくかというところを見定めていきたいということでございます。

ですから、決して悠長な動き、そういうふうに映るのかもわかりませんが、やはり今は、手持ちのある計画をしっかりと実行していくというのが、第一義的にやっぱり必要な部分だろうと思えます。

その上で、今ありましたような要望をいかにして、この計画の中に入れて実効性を持たせていくかということだろうと思えますので、お答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） いろいろ言われましたけど、まず、そこにソーラー発電システムができてしまうと、環境が非常に悪化するということは、町長も認識されていると思うんですけど、そうなる前に、ぜひ、今ここで「うん」とかそれはできないでしょうけど、やはりそういった業者さんに、こういう計画があるから、今はちょっと見合わせて先でどうでしょうかちゅうような提案はできないもんですかいね、再度お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ですから、そういう計画がない中で、私の責任ということになるんでしょうが、そこをお話をするのは、これはやっぱりいかなものかなと。確たる計画なりベースになるものがあって、その上で行きませんと、それこそ後の後年度負担の財政の問題であったり、そもそもやっぱり住民の皆さんに対しても説明責任がとれないと思えますので、今、何もないそのものを、先方さんにお話をするというのは、行政のあり方とすれば、私はやっぱり問題があるというふうに思えます。こうした議会の場でしっかりコンセンサスをいただいて御了解をいただいたものを、先方様にお話をするというのが、私は筋だというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 計画がないものを先方に話すことはできない、それはまあそうですけど、あの町有地を寄附されて、もう既に何年もたっておりますよね。それで今まで放っておかれたという町の姿勢、ああいうなんは計画が全くないと言われますし、その今さら計画がないからと言うのは、ちょっと行政の怠慢ではないかと思えます。この問題は、ぜひ考えておいていただきたいと思えます。

次の内容なんですけど、まず今、現にできているソーラー発電システムで迷惑がかかっている

と、そういったことを今後も持続させるのかどうかちゅうことで、まず、前回も言いましたけど、迷惑のかからない維持管理、そういったシステムあるいは住民の納得いく管理の方法とか、そういったことを条例で制定して、ぜひ、町民を守るという、そういう姿勢はあるのかないのかをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 現在、既に町内あちこちで、そうした施設も建っておりますし、特に今後、新たに発電設備を設置する際に、地域住民の皆さんに十分な説明がなく、防災や景観の面を配慮せずに事業に着手することも危惧されるわけでございます。国が事業計画策定のガイドラインを定めていますが、これを遵守しない発電事業者も現実にはいるというふうに聞いているわけでございます。町独自の太陽光発電に関する条例またはガイドラインの必要性については、感じているところでございます。

しかしながら、島根県内はもとより全国的にも、このような対応をとっている自治体はほとんどないというのが現実でございます。今、当町としてできることは、住民の皆さんからの声を県あるいは発電事業者にお伝えをいたしまして、最大限のそれぞれのお立場で対応していただくというお願いをすることに尽きると思います。

なお、先般来あります、今回もございましたが、条例あるいは具体的なその規制をするものをつくってはということでもございました。先ほど言いましたように、全国的にも島根県的にも、まだそうしたものはないわけでもございますが、これから今、担当の部局のほうと話しておりますのは、これまでも議員を初め地元の方も、何回となく役場のほうへお運びをいただいていることもございますので、県内には事例はございませんが、ガイドラインの策定に向けて検討をさせていただきたいというふう考えているところでございます。

一足飛びに条例ということになりますと、これはもう、やはり法律のこととかあるわけでもございますので、今ある法律、それから全国、ほかのところでもひょっとしたらあるかもわかりません。先行した条例であるとかガイドライン、そうしたところを参考にさせていただいて、我が町に合うようなガイドラインの策定に向けて検討させていただきたいということをお伝えをしておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） なかなか全国的に前例がないので、なかなか動きにくいみたいな感じの答弁ですけど、子育て支援なんかは無制限に、前例がない中で吉賀町がされて、全国の市町村等が同じようにされてきておりますけど、前例がないからできないというのは、逃げ腰だなあと私は感じざるを得ません。

だから、町民を守るということは大事なことで、条例つくことにそんなに危惧されることはな

いかと思うんですけど、ぜひ、今すぐどうこう難しそうですけど、町民の方一人あるいは二人、そういった少数ではありますけど、少数の人から守る町政というのは、町長も感じておられると思いますので、ぜひ、検討されるということですので、早急につくられることを期待して私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、8番、大庭議員の質問は終わりました。  
ここで5分間休憩します。

午後1時18分休憩

.....

午後1時23分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

4番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それでは、私は3点通告してあります。

まず、地域交通について。

広報の7月号で、吉賀町の公共交通について報告されています。アンケートの調査結果の中で、今からでもすぐ取り組める課題については取り組むべきではないかと思っております。

この町内移動の手段については質問を最近続けているんですが、この移動手段の確保は、町民にとって生活しやすい町、安心して生活できる町となっていくことと思っております。

広報の「公共交通について」という配布物の中に、地域公共交通会議設置要綱、これがありまして、これは地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の輸送の確保、その他利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの充実に必要な事項を協議するという要綱があります。これに基づきまして、地域公共交通活性化協議会が立ち上がり、持続可能な公共交通網の形成計画が作成されていくものと思います。

この中にも、生活する上で欠かせない移動、人や物が動くということは、まちづくりや健康福祉、教育、観光などに密接にかかわっていると書かれています。まさしくそのとおりだと思っております。

その図の中に、利用者の減少が収支の悪化を招き、公共交通のサービスの低下を招く、悪循環が繰り返すという図があります。公共交通がなくならないように、維持することをどうしたらいいかということで計画が立てられていくと思うんですが、ここにも書かれています、乗らなければ維持できないとちゃんと書かれています。利用して残す、当然だと思うんです。でしたら、先ほどの利用者の減少というところをまず食い止める、これを増加にする。そうすると収支の悪化が改善され、サービスの低下がなくなっていくという循環が生まれてくると思うんです。乗るためには、乗っていただくためにはどうしたらいいかというのは、やはり利便性を上げる。これ

に尽きると思うんです。その上げるためにどういう問題点があるかというのを、このたびの公共交通に関するアンケート調査で行われたとっております。

その中で、やはり運賃を安くする、自宅付近で利用できるようにする、運行時間やダイヤの改善を行ってもらおう。そういうアンケート結果が住民アンケート、利用者アンケート、それから六日市病院アンケート調査等々で出ております。

まず、自宅付近での乗降や今の運賃、ダイヤの改正等が改善されれば、利用につながっていくこととっております。

自宅付近での乗降は、フリーバス化ではないかと思うんですが、これ、松江にあります運輸支局のほうに行って教えていただきました。停留所の固定化についてお聞きしましたが、交通の妨げにならないところでは認可がされるのではないかというお話でした。国道ではバスの停留所が整備されていますが、県道や町道、余り交通量の多くない妨げにならないところでは、少し考えて、このフリーバス化で優先ゾーンを設置するとか、優先路線なんですよという表示をするとか、いろいろなちょっとしたことで認可をお願いしたら、交通の妨げにならないという警察への相談で何とか申請許可になるんじゃないかと、そんなに時間もかからないし、経費もかからないのではないかとっております。

そして、次のダイヤの改正、運行時間の改正、これは事業者と利用者、町とお話されたら、これも経費がかからずに改善できる点ではないかと思えます。

そして、もう一つの運賃を安くするというのは、これは業者と町との話し合いになると思うんですが、いずれにしても、この3点がアンケートの中から大きく浮かび上がってきていると思うんです。

この3点をまず今すぐにも取りかかり、改善していくことが、利用者の減少をとめていくことにつながっていくのではないかとっております。

当然、公共交通に関しての基本計画、これは将来的にわたるものですから、当然今のまま進められて、よりよいシステムにしてもらわないといけないと思いますが、この悪循環は今も続いているんです。まずできることからそれを断ち切り、何とか改善できるのではないかと。人口減少や高齢化で、なかなか利用者をふやすということは大変だと思えますが、難しく考えないで、ストレートにできることをまず取りかかってほしいと思うんですが、まずここまで、答弁をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、地域交通についてということで、まず前段の部分のお答えをさせていただきたいと思えます。

現在策定中であります吉賀町公共交通網形成計画の進捗状況について申し上げます。

先般の全員協議会では、吉賀町の地域概況と公共交通の現状の取りまとめ、公共交通や公共交通を取り巻く環境に関する現状、問題点及び取り組むべき課題まで取りまとめたものを活性化協議会で確認したところ、そうしたところで御報告をしております、それ以降の経過につきましては、並行いたしまして住民参加のワークショップを開催、ふれあいサロンでのヒアリングなどを行っております。その結果を踏まえまして、課題の解決に向けての具体的な方針と目標、達成するための事業内容を加えた計画全体案を取りまとめ、先般9月2日に開催をさせていただきました、先ほども御紹介ございましたが、活性化協議会、こちらのほうで審議され、一部修正の上、計画案が了承されたところでございます。今後はパブリックコメントを求めるとともに、議会及び柿木地域振興協議会に報告することとしています。

これらで寄せられた意見等を活性化協議会で再度検討いたしまして、計画の策定を行いたいという思いでございます。

スケジュールにつきましては、計画の中にも記載されておりますが、当然早期に実行できるものがあれば、先行して行くことも考えております。住民アンケート調査結果によりましては、住民のニーズとしてできるだけ尊重すべきではございますが、運行形態を変更するにはさまざまな手続、事業者との調整、事業の継続性、何より利用者の協力と理解が必要になりますので、そのことは御理解を賜りたいと思います。

住民アンケート結果におきましては、お話がありましたように、運賃を安くするという改善要望が上位となっているわけではございますが、利用者アンケートの結果によると、便数や、それからダイヤ、待合室の改善、こうしたものも上位に上がっております。

利用者にとっては料金が低いことにこしたことはないわけではございますが、持続可能な、そして持続できる公共交通とするためには、サービスの対価としてのある程度の負担はやむを得ないというふうに考えておるところでございます。

それで、先ほど7月に広報と一緒に配布をさせていただいた吉賀町公共交通についてのチラシの件で、先ほど議員さん御紹介もいただきましたが、ありましたように、乗らなければ維持ができないと、そのためにはどうしたらいいかということではございますが、運賃のこともございましたが、おのずとそこには、やはり事業として事業者さんにやっていただくということですから、損益計算、損益の分岐点が当然ある。そこをやっぱり考えなければならないということと、もう一つは利便性をどうしてそこにマッチングさせていくかということだろうと思います。そこら辺が非常に悩ましいところなんです、そうしたところを含めて、この計画を策定をさせていただくということではございます。

この交通網形成計画でございますが、一部修正で先般御了承いただいたということで、これからパブリックコメント等に付していくわけではございますが、その中に、さきに配布させていただ

いた、7月に配布したものの、その中にも課題を、いわゆる問題点を踏まえた取り組むべき課題ということで、6つに集約をさせていただいて、それぞれについて、どうした対応ができるかということは今考えているところでございます。

そうした中で、一部新聞でも御紹介がございましたが、計画を全て用意ドンで同じときに始めるという方法もあると思いますが、前々からほかの議員さんからもありますように、できることは早目にやっていくということで、今我々として考えておりますのは、言葉はいろいろ名称あるわけですけど、タクシーを使った実証実験、それからもう一つは循環バス路線の取り組みをしていきたいということでございまして、既に新聞等で地区の御紹介もございましたので、あえてまた申し上げますけど、地域内交通の関係で申し上げますと、今回考えておりますのは、持続可能な公共交通機関の構築に向けて、六日市地域の公共交通不便地域を解消するとともに、地域内交通、デマンド運行を地域住民の意向や需要に応じて、適切な運行形態とダイヤ、運賃制度を見直しますというこうした目的の中で、2つの地域、一つは公共交通不便地域である立河内・幸地エリア、もう一つは1乗車当たりの町の財政負担が最も大きいとなっております大野原・木部谷エリア、この大きく分けて2つのエリアで、タクシーの助成制度の実証実験をさせていただきたいと思っています。

これは、何月何日からということは、ちょっと今の段階では難しい部分がありますが、今年度中にその実証実験はやっていきたいということでございます。

それから、もう一つは広域交通の見直しということが命題としてあるわけございまして、これは町内の拠点間の移動の充実と需要に応じたダイヤの見直しにより、住民ニーズに対応した機能の充実を図りますという、こういう目的でどうしたことができるか、どうしたことが課題があるかということで申し上げますと、やはり広域線、旧柿木と旧六日市エリアのいわゆるつなぎの部分ですね、そこが非常に手薄だということがありますから、ここらあたりの増便を考えましょうと。

それからもう一つは、これも新聞の記事になっていましたけど、市街地循環型、あくまで仮称でございまして、これの導入の検討をしていきたいということで、町中心部で市街地循環型を導入することで、気軽に利用できる近距離の移動手段を確保します。そうした目的のためには、どうしていけばいいかということでございまして、これは、循環バス路線をということで、これもいろいろ工夫をさせていただきながら、いわゆる行きたいところへ行く、乗りたいところで乗れる、そうしたその利便性を上げるためにはどうしたらいいかというところも、これはちょっと時間をいただかないといけませんけど、やっていきたいということで、今計画の中で考えているところでございます。

いずれにしても、計画全体は膨大なものがあるわけございまして、前々からお話があり

ますように、早い段階で着手できるものについては、地域の皆さんといろいろ検討させていただき、特に事業者の方とも御相談をさせていただきながら、利便性を図っていきたいという考えでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 利用して残す、本当にバスもタクシーも利用しないと必ずなくなって、撤退されていくと思っております。事業者も大変なことになると思います。そういうところで、やはり先ほど町長申されましたタクシーの実証実験とか、循環路線とか、それからデマンドバスは自由なところ、乗降、ドア・ツー・ドアじゃないんですが、ある程度そういう利便性もよく働いてくると思っております。ぜひそれを早目早目に対応されてほしいと思っております。

そうして次に、広域線、石見交通さんの件で、どうしても柿木～六日市間というのは、このバスに頼らざるを得ない部分が大きくて、病院に通うにしても何にしても、とにかくバスへ乗ると。石見交通さん、通学も吉賀高校の通学も支援されておられます。また、時々私も土日利用させてもらうんですが、外国人、研修生の方だと思うんですが、広島便をよく利用されて、一緒に乗られております。

これも以前からお願いしていますが、石見交通さんが路線バスでなく高速バスだということで、どうしても他の市や町の皆さんが受けておられるサービスが、吉賀町内の皆さんには受けられないという、高速便であるがゆえに受けられないという実情があります。これも、やはり六日市インターから広島間は高速便、これはもう高速だと思うんですが、益田から、町内からここの六日市までは、私は路線バスというのを町長に主張していただいて、とにかく石見交通さんをお願いに行ってもらって、路線バスなんだと、他の市や町の皆さんと同じような高齢者の助成が受けられるような、同じ島根県民なんです。その高速便が外れたら受けられると思うんです。そこを何とか、町長に何回か、これが実現するまで通ってほしいと本当に思っております。

本当に柿木の人は、バス代が高いのは高いんです。六日市病院通ってくるのも大変なんです。何とかそこを同じ県民ですから、町長に頑張ってお願ひしてほしいと思います。

先ほど申しましたが、吉賀高校の通学支援と同様に六日市病院へ通院する支援、これも考えていただきたいと。この六日市病院の支援にあわせて、やはり病院に通える交通網、やはりこれをちゃんと担保していくべきだと、町内どこからでも六日市病院に通院できるんだという。

旧六日市地域のバスは、六日市病院を経由してここから発車、停車されておりますが、柿木からだとそれが病院来るのもなかなか難しいです。本当は石見交通さんに、道の駅に停留所つくっていただいたり、六日市病院とこで入ってもらったりとか、いろんな思いはあるんですが、まず、そういう病院の支援とあわせて、病院に通うことがみやすいような利便性のよい交通の体系をつくってほしいと。

それとアンケートにもありましたが、病院、先ほどの病院と商業施設、これも今すぐでなくても、やはりこういう皆さんの要望があるということは商業施設へ停留所を設けさせてもらうとか、いろんな対策がとれるのではないかと思います。

その辺もあわせてお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 吉賀高校と同様な制度でということで、石見交通の利用ができないかという、これは以前から議員のほうから御指摘あるところでございます。

高校生の場合につきましては、御案内のとおり、乗車のバス停とそれから今度おりの降車のバス停が常に同じだということもございまして運賃も当然同額でございまして、一般の方が乗車をするとなりますと、なかなかそうはならない。仮に石見交通さんにその辺をお願いをしますと、非常に今、ワンマンでございましてから、運行自体も非常にまた煩雑な部分があったりすること、なかなか思うように協議といいますか、前に進んでいないのが現状でございまして。ですから、以前お話しした後からも石見交通さんとのお話については、進捗がないというのをまずお伝えをさせていただかなければならないわけでございますが、先ほど御提案がありましたように路線バスという、そうした観点からのお話も当然できるわけでございますので、そうした切り口でどうしたようなお願いができるのか、これはまた担当課を含めて検討させていただきたいと思っております。

広島一益田、益田一広島、いわゆる広益線ですね、石見交通の。

町内の方からも先ほどのような、議員の言われるようなお話もありますし、それから私のほうへいろいろ情報、耳に入ってくるのは、吉賀町だけでなくして津和野町あるいは益田市の方もこのいわゆる我々が言っている高速バス、「このバスを非常にまだまだ利用価値はありますよ」というお話です。

これはなぜかといいますと、特に若い方だろうと思っておりますけど、五日市に大きな商業施設が今回できました。店舗の名前は申し上げませんが、そこへ非常に行きたいんだと。そうすると当然、自動車で運転できる方は直接そこへ出向かれるわけですが、自動車がなかったり、運転免許はあってもなかなかペーパードライバーで自動車に乗れない、そういう方がそこへ行くときにどうするかと言いますと、今は、一旦バスを使って広島市内へ出て、何がしかの方法でそちらの商業施設に行かなければならない。ところが、そういった利便性向上もあるかなと思いましたが、こちらから六日市インターから乗って、例えば西風新都のインターでおりて、ずっと下におります。今度は大塚の駅がございまして、国道とぶつかる。そこへバス停があるわけですが、大塚の。そこへバス停がありますから石見交通を停車をしていただければ、今度はアストラムラインで行かれる。ですから、その大きい商業施設じゃなくして、一旦市内に入らずにその手前の

停留所でおろしていただければ、非常に行動範囲が広がるんだということで、「その石見交通の広島便の利用価値はまだまだあるんじゃないですか」というお話をある方から聞いたことがあります。

ですから、ものは考えようでございますから、吉賀町内だけのことを考えると、なかなか私もそんなことは気がつきませんでした。この圏域の方とか沿線の方、特に若い方、自動車持っておられない方、そうしたやっぱり使い方も希望しておられるというような声が届きましたので、また、それはいろんなところで考えをめぐらしていきたいなというふうに思っています。

それから、六日市病院へのアクセスの問題がございましたけど、これは、先ほど御紹介をさせていただいた今回の公共交通網形成計画の中で、これからやっていきたいという一つの実証実験で、循環線の導入検討ということは申し上げました。その中でも御紹介のあったように当然、六日市病院も入っておりますし、ほかの医療機関も入っています。それから個別のちょっと店舗のお名前申し上げませんが、主に買い物に行かれるようなところも、巡って循環をしていくというようなルートのイメージもありますので、皆さんの利便性を高めるという意味では、そこらあたりをしっかりと精査をさせていただいて、まずは使っていただく、それで採算が合うぎりぎりの運賃の設定ということになるかと思っておりますので、今からいろいろパブリックコメントもいただくことになっていきますから、あらゆる意見を拝聴させていただいて、今後の対策を講じていきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行君。

○議員（7番 河村 隆行君） とにかく使えるように、皆さんで使って残すというのを、基本的に考えていかなければいけないと思っております。

次の質問に移ります。

ふるさと納税ということで、ことしより新しい制度になりましたが、当町ではどのような対応をされるのか、広報等での寄附金状況報告もされておられますが、もう少し詳しく報告されるべきではないかという趣旨の質問でございます。

ふるさと納税は、毎年寄附金状況報告が広報等でされております。寄附の状況や寄附者の一覧表やメッセージ、利用しての事業、次年度のどういう事業を起こすという充当するという報告がされておりますが、充当率で見ますと、28年度が409万円いただいて56万円、14%の報告が書いてあるんですが、29年度が296万5,000円で114万3,000円、39%、30年度は461万6,800円で127万円、28%の事業に充当されていると。町にはふるさと応援寄附条例や同施行規則、応援団設置要綱、そして応援寄附推進事業実施要綱等が制定されております。

この要綱にもうたわれております吉賀町の発展を真に応援してくださる方々の輪を広げ、交流

や連携を通じて、活力あるまちづくりを推進するために応援してもらうんだとありますが、全国の自治体で事業を選択、どの事業に充当してほしいという選択をできるのが90%ぐらいの自治体がそういう分野別の教育や福祉に使うんだという募集をされております。そうしてその中のまた、細かく具体的な使い道も20%ぐらいの自治体で制定されておられるそうです。

そのふるさと納税をされる動機、ある調査会社に書いてあったんですが、返礼品で70%ぐらい、地域を応援したいからという方が20%ぐらい、その事業の使い道に共感を持ったからと言われる方が16%ぐらいあるという調査結果もあるということです。例えば、町の寄附の募集、こういう事業を紹介されていますが、ふるさと子どもとお年寄りを大切に作る事業にという募集をされております。そのお年寄りを大切に作るという事業、これに先ほどの移動手段の確保等に限定して、先ほど町長、表明されましたが、バスやタクシー券への助成、これを詳しくこういう事業をするんだから、このために幾らぐらいの事業費がかかるんだとかいうのを、今年度、次年度以降とか、いろいろとそういうもう少し詳しく報告といいますか、表明して応援をお願いされたらどうかと。

お礼とお願いの文書を送られていると思うんですが、こういう特定した事業の紹介や町長の思い、町の思いを乗せて一緒に送られてはどうかと思ひまして、そのことについてお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、ふるさと納税についてお答えをしたいと思います。

ふるさと納税の返礼品競争が過熱したことによりまして、地方税法が改正され、ふるさと納税の対象となる地方公共団体を総務大臣が指定することとなりました。指定には基準が設けられており、返礼品については、地場産品に限ることや返礼割合は3割以下にすること等があります。

吉賀町では、制度改正前から基準に合致した取り扱いを行っておりますので、特に今回の制度改正によって、変更を要したことはございません。

また、広報での報告についてでございます。当町の報告内容は、ほかの自治体の事例と同程度の内容で、寄附の納付状況や公表について御理解をいただいた方のお名前、それから御本人からいただいたメッセージ、そして寄附を活用して実施した事業や今後、予定している事業について掲載をしているところでございます。これ以外にも報告したほうがよいと思われる内容について御提案等ございましたら、掲載について検討してまいりたいと思います。

今お話もございました、いわゆる町の思いであるとか、それから先般の広報では幾らかまた新しい事業も並べて、これまでとは違うメニュー、こうして見ますと、吉賀高校の支援事業であったり、それから有機農業塾であったり、文化財の保護であったり、それから、毎年若い方が中心になってやっていただいておりますふるさと夏まつりへの補助金であったり、いわゆるその用途

ですね、今までとは幅を広げて今回、寄附金の活用について周知をさせていただいております。これだけでは、まだまだ足りない部分があるかと思えます。特にその思いの部分をお伝えをする、その上で幾らかメニューは厚くして、ふるさと納税について御理解なり、御協力をいただくというようなメッセージ、情報発信の仕方については、これからまた工夫をさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行君。

○議員（7番 河村 隆行君） それではもう1点の人材確保定着推進協議会についてお尋ねします。

これ、年4回程度開催とありますが、広報等の報告では2017年10月と12月にありました。その後どうなりましたかということと、それから医療従事者等の人材確保については、このたびの臨時会でもありましたが、嘱託職員を配置して対応するということになりました。町内企業に対してはどのように対応、同様な対応をされるべきだと思うんですが、その辺のことについてお伺いいたします。

人材確保定着推進協議会は年4回程度開催されて構成員が企業や吉賀高校や商工会の皆さんとありますが、この企業や吉賀高校や町商工会との協議の中で、これらの団体の方がどういう問題を提起され、また、そこでどういうふうに協議され、それを実施し、結果が起きたかというような検証されておられましたら、それを報告していただきたいのと、先ほど申しましたように町内企業の人材確保について、どういうふうな対応をされるかということをお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、人材確保定着推進協議会についてということで、お答えをさせていただきたいと思います。

人材確保定着推進協議会につきましては、人材確保対策に係る課題の解決に向けまして情報の共有や具体的な連携事項を協議するために、平成28年度に設置をされた組織でございます。初年度は、企業の具体的な取り組みやセミナーなどへの参加を行いました。次年度からは、まずは町内への認知度を高めようとする方針によりまして、吉賀高等学校就職懇談会の開催を行っております。この懇談会は生徒にとっては町内企業より深い情報収集に、企業側にとりましては生徒への企業PRや将来の人材確保の足がかりになることなどもあり、生徒約100人、企業12社参加という実績となっております。

人材確保につきましては、首都圏等で行われるUIターンフェアなどでも町内企業の紹介を行うなど、いろいろな機会を活用しているところではございますが、島根県全体においても特に製造業の部門で深刻であると聞いていますので、今後も取り組みを続けていく必要があるかと思えます。

それから後段のところでは、いわゆる確保に向けた人的な支援のお話がありました。町内企業に対する嘱託職員の配置についてでございますが、現在行う予定はございませんが、引き続き国・県の関係部署、特に吉賀町の商工会、こちらのほうと連携しながら人材確保の課題解決に向けて取り組んでいく必要があるかと思えます。

先ほどお話がございましたが、28年度に立ち上げました人材確保定着推進協議会、3年目経って今4年目に入りましたが、先般私も今回通告を受けておりましたので、今までどういった事業をしてきたかというのを担当のほうからペーパーもいただきましたが、改めてこうして見ますと、やはり随分活発に活動していらっしゃると私はこれは見ました。私知らなかったということではなくて、思いのほかやはり頑張っていたらっしゃる。

28年度は初年度でございましたので、先行しております自治体とかそういったところに出向いたり視察をされたり、物づくりの体験教室をやったり、県のほうと協力をして企業魅力化セミナーとかをやったりとうことで2年目3年目、29年度、30年度につきましては、これはもうまた活動の範囲を随分広げられて一生懸命取り組んでいらっしゃる。その一つが、先ほどもございましたが吉賀高等学校の就職懇談会、こうしたものも協議会でつくられたり、それから報告書もつくっていらっしゃいます。

私もこれ以前見させていただいて、非常に興味深く拝見をしたのですが、そこへ最後こういうふうに書いてあるんです。「進行などスムーズにいかなかった点はあったが、高校側のサポートにより大変貴重な取り組みを行うことができた。参加者からは有意義だった、いろんな地元企業を知れた、地元就職を考えたいなど意見があり人材確保の課題解決にはすぐに直結しないが、この取り組みを継続して行う必要があると感じた」ということで、これは主催された団体もそうでございますが、恐らく学校側も町内の企業も、12社参加していらっしゃいますが同じようなお考えだったと思えます。

じゃあ結果がすぐ出たかという、なかなかそういうものではございませんで、これはやっぱり地道に続けていく。学校とそれから行政と企業と足並みをそろえて同じ方向に向かって、人材確保していくんだというような姿勢で取り組んでいく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） とにかく継続してよい方向に持って行ってほしいと思えます。いろいろと町内企業に就職されておられる方とか、その家族の方とかいろいろな人にお話聞いても、先ほどの大庭議員も質問されておられましたが、住宅の問題とかいろいろあると思うんです。

町長も土曜日ですか、町政座談会で住宅のことも触れられました。やはり住むところがあってそこに定着が定住へとつながっていくのだと思っております。もう25年たった弥栄村ですか。

現浜田市の25年で賃貸後に住宅と土地をもらえるという仕組みの、そういう事業をされました。そういう事業も、また数日前にも新聞に出ていましたが、美郷町が定住施策で一戸建ての空き家を改修して、無償提供で25年であげますという。この弥栄村の取り組みも、ほかにも美郷町や川本町、津和野町、鳥取県の日南町などが同様な施策を展開しているとあります。

住宅問題で、いろんな思いを持って企業に勤めたり、ここで働いたりとかいう方がたくさんおられると思うんですが、住宅問題を解決してあげることが一人でも多くの定着・定住につながっていく要素になってくるのではないかと思うのですが、何とか人材確保・定着に向けて、町としてもこういうようないろんな事業を展開して、定着に向けて推進してほしいと思うのですが、その辺どうでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほどお話もありましたように、町政座談会の際にもいろいろ話をさせていただいております。まずはその町の状況がどうかということをお伝えをさせていただくということで、その中で町が抱えている課題の一つが後継者対策、担い手対策だと、確保だということ、そのためには住まいの問題を片付けないとなかなか前にいきませんよというお話をさせていただきました。

申し上げておりますように、人材確保の問題と、それから住まい対策、住居対策・住宅対策、これはまさに車の両輪だと思います。そこはやっぱり両方がうまいこと機能しないと、今抱えている問題の解決にはならないわけでございます。先般、商工会の会長さんが私のほうを訪ねていただきました。それは何かといいますと、議会との意見交換会をさせていただいて、その感想を含めてこれから行政だけに任すのではなくて、商工会も含め民間も含めて一緒に考えていかなければいけませんよというようなお話でございました。まさにそうだろうと思います。

それぞれ持ち場持ち場でお得意分野もあったり、手法があるわけですので、そこをうまいことマッチングさせていくというのが、やはり大事だろうと思いますので、そのような考えでこれからもしっかり策を持っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 他の町村がやられたからそれを同様なことをしたらどうかというのではなくて、やはり当町に合った、当町の企業や住宅事情に合わせて本当に定住につながるような住宅対策というのを、しっかりと考えていってほしいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時12分休憩

午後 2 時 22 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5 番目の通告者、6 番、大多和議員の発言を許します。6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 私は 2 件ほど簡単な質問をしておりますので、簡潔明瞭で、ただ、私は興奮しないことを期待して回答願います。

まず、1 番目に盛太ケ岳の湧水を開発する計画はということで、以前、盛太ケ岳の湧水を開発するとの説明がございましたが、現状は、今、どのようになっているのかお知らせください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、1 点目の盛太ケ岳の湧水を開発する計画はということでお答えをしたいと思います。

盛太ケ岳の湧水の活用につきましては、平成 28 年度に現地調査、水質検査、経済性について検討した結果、大腸菌が検出されたものの滅菌を行うことにより飲料水として活用できること及び販売単価によっては 15 年間で建屋投資額が回収できる可能性があるかと判断いたしました。ただし、人件費、事務所経費、販売経費、進入路整備に関する経費については含まれておりません。

その後、平成 29 年度に販売に向けて、より詳細に検討することとし、事業化の可能性及び行政関与の意義の、この 2 項目の観点から近隣地域での水販売事業の例も参考にし、評価を行いました。

1 つ目の事業化の可能性の評価につきましては、水販売は類似の商品があふれており、国内市場の新規参入での販路拡大が極めて困難と思われること、ほかの水に比べて特徴や成分等で特にすぐれている根拠を現段階では出しづらい、要するに示しづらいこと、販売価格が年々下がってきたことなど、課題が多く、採算性から考えると極めて困難であると判断いたしました。

2 つ目の行政関与の意義につきましては、地域資源の有効活用、新たな地域ブランドの発信などによる効果は期待できるものの、地域の雇用創出、所得の創出については、事業化の課題があることもあり、困難であると判断いたしました。

その結果、現段階においては、湧水事業の取り組みは適当ではないと判断し、中止をしている状況でございます。

○議長（安永 友行君） 6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） ということは、端的に言うと開発する計画はもう無理だということだと思いますが、それは無理なら無理で、そういう採算性がとれないというのはそれでいいんですが、それではなぜ、その結果が我々に報告されていないのでしょうか。それは、いわゆる、今まで町の執行部がプランを立て、いろいろな計画についても同じことですが、議会に発表

したままで、計画を発表したまま、それはこうだからやめましたという報告がないというのが町の姿勢なんじゃないんですか。それが、いわゆるスピード感を持った施策をとってくれと、議会がなんぼ要求しても、それがとれない。これからだとか、言われるところに続くんじゃないんですか。もう少し議会を重視して、議会にそういうことを発表したんなら、やめたという報告があつてしかるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、申し上げましたように、28年度と29年度、2カ年にわたって、当然、予算もつけていただいて、可能性の調査業務、それから29年度、2カ年目は、業務の委託をして評価業務をさせていただいて、先ほど言いましたように、現在、結論としてはそのような結論に至ったところでございます。議会のほうで予算を御審議いただき可決いただき、それに基づいて執行した調査業務でございますので、最終的なその方向性について御報告をしていなかったということでございますので、その点につきましては、深くおわびを申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今後は、やっぱり議会に対してもっと真摯に向かっていただきたいと、こんなこと言うちゃあれですが、何か過去の答弁でごまかされたような気がするようなこともありましたので、そういうことがないようにお願いしたいと思います。それをお願いして次に進みます。

町民の年間平均所得はということで、吉賀町民の所得を、詳細には必要ありません。概略、何万円程度で結構ですから、次の条件で町民の平均所得を知りたいと思っております。

1つ目、年間所得額、これ非課税対象者も含みますが、所得のある者で町が把握している町民の年間総所得を所得のある者で除すると、年間平均所得額が判明すると思われませんが、この年間平均所得額は幾らになりますか。ただし、町長、副町長、教育長の町の三役の所得は除いてください。同じく、町の正職員、いわゆる嘱託職員や非常勤職員を除いたもの、正職員だから約100人ですかね、の所得も除いてもらったもので年間平均所得額を教えてください。

次に、町長、副町長、教育長の年間総所得、各種手当を含みますが、を3で除した、いわゆる3で割った額を教えてください。

次に、町の正職員の総所得額、各種手当を含みますけど、これを職員数で除した額を教えてください。

最後に、町で雇用している非常勤職員等の総所得額を対象人員で除した年間平均所得額を教えてください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の町民の年間平均所得はということで、お答えをした  
と思いますが、端的にということでございましたので、結論だけ申し上げていきたいと思いま  
す。

まず、1点目の町長以下職員の所得を除いた平成30年の吉賀町民の年間平均所得額は約  
172万8,000円でございます。

2点目の平成30年の町長、副町長、教育長、いわゆる三役の年間平均所得額でございます。  
約755万1,000円でございます。

3点目、町の正規職員の年間平均給与所得額でございます。419万1,000円ございま  
す。

4点目、非常勤嘱託職員等の年間平均給与所得額でございます。約96万7,000円ござ  
います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 町の年間平均所得額が172万8,000円ということで、これ、  
ピンからキリまでであると思いますが、ということは、町の職員のラスパイレス指数を聞いても、  
例えば、100以下だとしても、何ら効果ないと思いますが、町長、そのあたりについて、町の  
職員の給与と町民との格差があるかないかについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 端的に言いまして、先ほど言いました金額でございますので、設定をさ  
れた条件で試算をした結果が先ほど申し上げた金額でございます。ですから、端的に言えば、私  
どもを含めて、それ以外の町民の方との年間の平均所得は乖離があるというふうに、数字を見て  
みれば一目瞭然だと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 町民と、いわゆる町の職員との乖離があると、端的に見てあると  
いうことで、町民はほとんどの方が町の職員はもらい過ぎだということを思っておられます。そ  
の辺について、今後もあれですか、人事院勧告等がされた場合に、県の人事委員会の報告に準拠  
して町の職員の給与が、もし、上がるようになれば、それは人事委員会の勧告に準拠するという  
姿勢をお持ちでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今の件につきましては、昨年も条例改正のとき、それから改めて提案を  
させていただいたそのときも、いろいろご議論になったところでございますが、私はやはり、こ  
れまでの給与体系、人事院勧告、それから県の人事委員会、あとは当然、吉賀町での交渉事でご

ございますが、やはり一つの基準になるものはあるわけでございますので、これまで対応してきたように、その部分については尊重をさせていただきたいと思っております。

それから特に、先般の全員協議会、それから上程の際にも、御説明を申し上げましたが、来年度からは新たに我々正規職員とは別に、会計年度任用職員という職制ができます。これにかかる方は、現状で言いますと数字は百七十数名という方がいらっしゃいましたが、まさにこうした方も職員に準じた給料表を適用するということとなりますと、職員だけでなくして、嘱託を含めたこれまでの非常勤職員の方も同じように給料表の適用を受けるということとなります。そうすると、職員のみならず会計年度任用職員、さらに広げて言うと、町内にあります2つの一部事務組合、不燃物処理組合と養護老人ホーム組合、さらに広げて言いますと、やはり町のその給与体系に準じて給料表の設定等をしていらっしゃいます社会福祉協議会であったり、いろいろなところに、やはり波及をしていくということがあるわけでございます。ですから、これまで行ってきたものを大きく方向転換することはできないというふうに考えておるところでございます。

それから、もう一つ、見方といたしましては、職員の場合は条例で給料表で、当然、設定があって、その都度、条例の改正もあるわけでございますが、特に私、それから副町長、教育長等につきましては、これは我々がお手盛りで決めるわけではございません。御案内のとおり、吉賀町特別職報酬等審議会条例というのがございまして、それに基づいて設定をします。ですから、それは三役でなくしても議員の方も同様でございます。5年に1回報酬改定をやっているわけでございますが、直近のところでは、28年度4月から適用ということで、その前段で28年の1月に今回の制度についての答申もいただいているところでございます。

ちょっと御紹介をさせていただきたいんですけど、まず、町長、副町長及び教育長の給与の月額というところ、町長等の給料は平成17年10月の合併時に旧六日市町と旧柿木村との平均額から10%の削減が行われ、今日まで据え置かれており、県内他町村と比べ、比較しても低い額に抑えられている。また、行財政改革に積極的に取り組み、町財政も改善されてきている。その職務内容、責任の度合いから考えても町長等の給料算定基礎額に改定するのが適当であるということで、現在の給与額になっているということでございます。

それから、もう一つ、町議会議員の議員報酬もここで諮問をさせていただいて、同じように答申を受けております。ここには、全文読み上げますと、「議会運営の放送を見る限りにおいては、減額あるいは据え置くべき、大変厳しい意見が出たが、一方では町議会議員の報酬の額は、平成17年10月の合併時に算定基礎額から10%の削減が行われ、今日まで据え置かれており、また、町財政も改善されてきていることから、町議会議員の報酬を算定基礎額に改定するのが適当である。議員の方には町民の代表として、住民の代表として議決することに対する責任を自覚し、日々の研鑽に努めるとともに、住民への説明責任を果たすことを期待する。若者に対して魅力あ

る議会にするためにも報酬改定は必要と認めるが、あわせて、それに対する議員定数のあり方についても今後検討されたい」ということで、三役の部分と議会議員の部分を紹介させていただきましたが、それ以外の行政委員、附属機関の報酬、それから嘱託職員の報酬等につきましても、それぞれ審議会のほうからコメントをいただいて、答申の内容等での金額が妥当であろうということで、答申いただいて28年の4月から現在の内容で対応させていただいているところでございます。若干、職員の給料の決め方とは、我々特別職は違うというところは当然、御承知のことと思いますが御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 議員の報酬の、きょう出されたの、どういう意味か、ちょっと判然といたしません、県の人事委員会の勧告に準拠すると思われそうですが、もう一つ下がって、吉賀町の町民の所得で町の職員の給料を計算するという方法もあるのではないかなと思います、そのあたりについてはどのように思われますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 当然、地場の状況を見るというのは必要だろうと思います。そういう状況を見られて、昨年は議会のほうで当初提案させていただいた条例改正を否決をしていただいたということだろうと思います。後刻のところ、幾らか内容をかえて、我々特別職の期末手当については、いわゆるその人事院勧告どおりのベースアップはせずに、職員のところを遡及適用せずに、この1月からということで適用させていただいたということでございます。ですから、そこら辺のあたりの勘案をするということは当然必要であろうと思います。

金額を合わすということで申し上げますと、先ほど言いましたような金額の差異があるということが、歴然とした、議員さんが条件設定をされた中での金額はそういうような状況でございますので、じゃあ、いきおい、そこに合わすかということだろうと思いますが、それは、これまでの、やはり生活部分の保障してきたという中では、非常に難しい部分だろうと思います。

それから、裏を返せば、やはり公務員職場が地場の賃金をリードすることによって、先ほど言いました正規職員でなくて、非常勤であります会計年度任用職員であったり、同じ町内で働く一部事務組合の職員であったり、それから役場の職員よりも多くなっていますが、社会福祉協議会の職員の、そのところにも反映をするということは、総体とすれば、地場の賃金が上がってくるということから、やはり役場の職員の賃金を抑えることによって、それが全てに波及をしてくるということも、要件もあるわけですから、ですから、人勧が、例えば下がれば、給与改定すれば下がるということになると、先ほど言いましたような、ほかの地場の賃金も下がってくるということになるわけですから、やはり、その町内の企業のところをリードするという意味でも、人事院勧告とか、県の人事委員会、尊重させていただいて、やることによって総体的に地場の賃

金は上がってくるんだろうと思います。そういたしますと、最初申し上げました町長以下、職員を除いた所得172万8,000円ということで申し上げましたが、そこらあたりの金額も、やはり上がってくる、そうした要素がやっぱりあるのではないかというふうに考えているところがございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 町の職員の給料を上げることによって、地場の他の職場のベースアップにつながるんだと言われれば、もうそれ以上、町の職員の給料を下げとは、なかなか言いにくいんですが、ただ町がそれだけの給料を町の中でリードしているんだという町長の言によりますと、やはり、町の職員の姿勢も仕事に対する姿勢も、やはり全体をリードするような、町民にちゃんと向かい合っきちんと町民が納得できるような姿勢をとっていただきたいと思います。それをお願いして私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、6番、大多和議員の質問は終わりました。ここで10分間休憩します。

午後2時43分休憩

午後2時53分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問の6番目の通告者、2番、三浦議員の発言を許します。2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） それでは通告書に基づきまして、1点、町長に質問いたします。

まちづくりの将来像はということで、前回に引き続いて重なったところもありますけど、また、前議員の質問等々含めまして、重なったところもあるとは思いますが、お願いいたしたいと思えます。

前回は話しましたが、町の主要財産、主要施設、これが全国的にどこでも言えるわけですけど、町の形成のためにはどういった施設があるかと。役所、学校、病院等々、工場、また、お店、そういった施設が継続されて、初めて町が成り立つと、そういった、私は感覚でいるわけですが、このたびのこの議会の中で、4つの陳情、要望といろいろ出てはおりますけど、やはりこういった要望によって、一つは町民の声でありますので、町長もそこら辺も重々承知の上、町民の声をやはり受け入れて、町政に生かしていくと、そういったことも含めまして、前提に質問してまいりたいと思えます。

前回は言いました六日市病院、六日市学園のことから始まりますが、8月29日に要望書もああやって出まして、四千幾らの町民または町外の親戚とか吉賀町関連企業等々の、たくさんの皆さんの署名が出たわけですが、それに関して新聞報道もされ、町長もこれは真摯に受けとめると、

貴重な意見として受けとめ、また議会とも連携して進めてまいりますというコメントがあったわけですが、ほかの要望にしても当然そうでありますけど、この受けとめますというのは当然のことだとは思いますが、それを今からどうして、どういう手法でやっていくかと、淡々としゃべるのは簡単ではありますが、いかにどういった手法でどういった行動を起こして、それを実践していくかと、そしてどういった結果を出すかと、物事は当然そうなると思いますけど、そういったことでいろいろ町長にお聞きしたいところもあるんですけど、まず病院とかいろいろ言いましたけど、七日市の火事にしてもそうですけど、大変な財産が奪われたと、その上にやっぱり精神的な問題等々、まだまだ引きずっているような状態だと思います。

こういった、ことしになりまして、いろいろな物事が起きまして、当然町民の方々、また町に関係する方々もいろんな不安視をされております。

その中で、やはりどういいますか、私ら町議会ももちろんそうですけど、町執行部の方も、職員の方も当然そうでありますけど、やはりしっかりとした危機管理体制、こういったものを今以上の強化を図っていくということが、一番大事じゃないかと思っております。そういうことによって、ある意味将来に向けて安定したまちづくりができるものと感じております。

その中で、危機管理といろいろ言いましたけど、まだちょっと、これも町民の声としてお聞きしていただければと思います。

危機管理の体制強化を図るためにも、まずは財政悪化による町全体の影響を考慮した役場内組織の強化と。七日市の大火災をまた言いますが、そういったことも含め、やはりしっかりした体制づくりが必要だと。どこの町でもいろんな危機というのはその時代時代であると思いますけど、やはりそこは皆さん、役所はもちろん議会ももちろん、また、町民ももちろん協力し合いながら、何とか町を復活すると。そういった動きでやっているものだと思いますけど、とにかくどういいますか、また、初心に戻ってといえますか、組織の強化を図っていただきたいと。

そして、若干ちょっと違うかもしれませんが、地元住民や地元企業、これらとの連携による場と支援、そういったものも含めて今後も仕事や生活、そういったものも安定するように、しっかりとした対策をとってほしいと。とにかく、要は町と民間が、官民と言いますが、その辺の連携をより含めてこの吉賀町をまだまだ発展させていくと。

3点目に、せっかくこうして今の六日市インターチェンジがありますけど、これを今、現実考えて、どこまで生かしているかということも言えると思います。いろいろ話の中で聞けば、この田舎にインターがぽつとありますけど、経済面から考えますといろんな相乗効果もありますし、行く行く調べて人から聞いた話ではありますけど、黒字路線と、赤字路線にはなっていないと。そういったこともいろんな話があります。これも町民の方々、このインターチェンジができて40年弱ですか、全面開通して40年弱になるとは思いますけど、やはり今の大変な時代にまだ

うして生かしていくかということをしっかり町政で、一般質問等々で言ってくれということで、今回こういった質問をさせていただくわけなんですけど、最終的にずっと地方創生といろいろ言われます。

その中で、吉賀町まちづくりとか、総合戦略等々のいろんな計画はあると思いますが、議会の中でもそこそこちょっとした経過は聞かないことはありませんけど、まず今、まちづくり計画、総合戦略に関して、今、吉賀町として大ざっぱでいいんですけど、大体どういう状態かと。それで、病院の問題等々ありますんで、その辺も考慮しまして将来的には展望でもいいですけど、この町はこういう形で進むように考えているんだと、その辺の町長の思いを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、三浦議員のまちづくりの将来像はということについてお答えをしたいと思います。

まず、通告の順にお答えをしたいと思いますが、まず1点目の財政悪化による町全体の影響を考慮した役場内組織の強化ということでお問い合わせがございました。

厳しい財政状況が続く中、新たに顕在化した課題に対処していかなければなりませんし、一方で継続して行わなければならないものも当然あるわけがございます。社会が目まぐるしく変化していく中で、その動きに合わせて、行政組織のありようを大なり小なり変えていくことも必要だろうと考えております。

一方で、拙速に、大幅に変えていくということになりますと、かえって混乱を招くということにつながることも、このことについても、やはり注意しておかなければならない点だろうと思います。常にこうしたことを念頭に置きつつ、状況を見きわめ、適時適切な対応に努めてまいりたいと思います。

まずは、現時点において即刻にその機構改革ということは考えを持ち得ておりませんが、まずは現行の体制の中で、しっかり行政執行が行われるように対策を講じていかなければならないと思います。

先ほどの前の議員さんの一般質問の中でも最後のところでお話ございましたように、やはりその地場の賃金をリードしていくという責任がある限りは、やはりその地場の企業を代表する仕事ぶりが求められるわけございまして、そこはやっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。いろいろな御叱正であったり御批判も当然受けているわけございまして、そうしたことが聞こえてこないように、賃金あるいは給料に応じたような評価がいただけるような対策をやはりとっていく必要があるかと思っております。

それから、近々その大規模な機構改革という考えはないということで申し上げましたが、ただ、その時折々の課題には対処していかなければならないわけございまして、予算も可決をしてい

いただきましたので、9月のこの中旬には保健福祉課のほうへ内室として医療対策室を設置をさせていただいて、当然十分ではございませんが、人員の確保、嘱託という立場ではございますが、確保しながら、まずはその対策に向けて邁進してまいりたいと思います。当然役場だけでできることではございませんので、病院、あるいは島根県と連携をしながら対処してまいりたいと思います。

2点目は、地元住民や企業との連携による暮らしや仕事等の開拓ということでございました。

総合戦略におきましても、基本目標の一つを「安心して働けるしごとをつくる」といたしまして、地域産業人材の育成と確保、企業支援、雇用対策に取り組んでおります。最近、ほかの議員の御質問にもあるように、外国人労働者の増加などにより、生活習慣の多様化も見受けられますので、より一層地域との連携が重要となっていくというふうに考えておりますので、そこら辺の対策を講じてまいりたいと思います。

それからつけ加えて申し上げますと、これまでもたくさんの議員から御意見いただいております。やはりその人材確保、従業員確保には住まい対策は必要でございますので、あらゆる関係者のほうと連携をとりながら、さまざまなことの調整に当たっていきたいということでございます。

3点目は、インターチェンジをより一層有効活用できる対策ということでの質問でございました。

六日市インターチェンジにつきましては、都市部とのアクセス、空港利用などの利便性向上に大きく貢献し、産業や観光の振興につながる重要な資源であるというふうに理解をしております。

現状の中で何ができるかということで申し上げますと、やはり今、ああして、ETC2.0の利用者に限定したことでございますが、一時的退出ができる、いわゆるその実証実験をしばらくの間していただいているところでございます。

今、運用では料金所を出て、またそこへ戻るまでの時間はわずか1時間ということでございます。幸い数分のところに道の駅等があるわけでございますが、なかなか今の1時間の時間帯の中で、果たしてその有効的な活用が図っていけるのかどうかということで申し上げますと、なかなかそこには至っていないと思います。当然、情報発信の仕方もあろうかと思いますが、我々として考えておりますのは、いろいろな要望活動のときにも、この1時間の枠をもう少し広げていただく、そうすることによって当然道の駅もそうでございますが、それ以外に町内を回っていただいて、幾らかの経済効果が膨れてくるという可能性、期待は持てるわけでございますので、そうしたことをやはり考えていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

それから、まちづくり計画、それから総合戦略の状況についてということでございました。

まず、まちづくり計画の進捗状況でございます。平成29年度に策定されました第2次のまち

づくり計画でございます。本年度で3年目となったところでございます。この計画はその名のとおり町全体の長期総合計画であります。このことによって、事業ごとの目標数値というのは設定しておらず、前期と後期に分けて住民ニーズの変化等を評価の基準としているわけでございます。

前期評価につきましては、令和3年度に行うこととしておりますので、結果につきましては御報告をさせていただきたいと思っております。

それから、総合戦略の進捗状況についてでございます。吉賀町総合戦略は、基本理念に「子どもを育み、子どもとともに発展するまちを目指して」ということで掲げさせていただきまして、平成27年度から令和元年度までを期間としております。当然今年度は最終年度ということになるわけでございます。

本年度の本町の総合戦略につきましては、当初予算で約6億5,300万円の事業費を計上して取り組んでおるところでございます。

一方で、平成30年度で実施をいたしました事業につきましては、今月、9月でございますが、外部委員である総合戦略推進委員会を開催して、総合戦略の評価を行いまして、議会全員協議会で報告をさせていただく予定としております。

また、委員会での評価の内容につきましては、当然担当部局において共有をさせていただいて、必要に応じて事業の見直しをしながら次年度以降に生かしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） いろいろと御苦勞もあると思いますが、しっかりと地方創生、まちづくり、進めていただきたいと思います。

また、少し戻りまして町長に伺います。

今、御回答いただいた財政悪化による、また、地元住民、企業等々、また、インターチェンジのことに少し戻りますけど、今の現状、町長自身、執行部はどういうふうに肌で感じているかわかりませんが、今の何回も言いますけど、病院、学園等々のことにつきましてですけど、やはり皆さん不安に思っております。これが傾いてくればどうしても財政悪化、そういったことにつながってくるんだと思います。

まず、今、年越すごとに、どんどん課題が山積、問題が山積されていくような気もしてるわけなんですけど、六、七年前ですか、前町長のときでもそうでしたけど、まちづくりで点と線を結びます。久々にこういったことが頭に浮かんできたわけなんですけど、全くそのとおりじゃないかと思えます。

ただし、その点が一つずつでもなくなっていけば、当然線は結ばませんので、やはりそこが、今、現状として病院とかいろんな企業のこともありますけど、それが欠けていくことは大変なこ

とでありますし、やはりそこは、またもとのそういった点と線をつなぐといった図式と申しますか、まず連携、このまちづくりの、町をつくるために必要な点と線のサイクルを、一つでも欠かしたらいけないんじゃないかなと思っております。

町民は当然そういった考え方を持っていると申しますし、その中で、いろんな課題の中で町長は今これをこの問題を、今言いましたけど、学園とか病院とかヨシワ工業とかいろいろあると思っておりますけど、即効に解決だけはしっかり連携してやっておかなければいけない、その問題は、一番重視する今の問題はどうか考えますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答えになかったら、また御質問していただきたらと思っておりますけど、点を結んで線にする、まだいえば、その線を今度は面的に広げていかなければいけないんだろと思っておりますが、そもそもその点がなければ線は存在しませんし、線がなければ面は存在しないわけですので、その点をたくさんあるいい素材、社会資源を、火を消すわけにはいかないわけですので、そのためにいろいろな方と連携をしながら取り組みを進めていかなければならないというふうに考えております。

重きを置くというか、重点的にということ申しますと、町政座談会で申し上げておりますように、本当にたくさんの課題があります。私もこの職になって今年10カ月がやっとなりました。まだまだ4年の任期の折り返しもしていないわけですが、一気にそうした問題が噴出して、皆様方に本当に御心配、御不安を与えているということでございます。

そうした中でも、やはり今、早急にやっっていかなければならないのは、住民の皆さんの命を守る、健康を守るということですから、やはり医療対策だろうというふうに思います。

それからもう一つは、企業と申しますか、働く場を守るという、これは従業員の確保対策であったり、担い手対策、そうしたことだろうと思っております。本当に有効な特効薬と申しますか、即効性のある策があれば、本当にすぐにでも取り組みたいのはやまやまでございますが、そこにはなかなかそうはならない事情がたくさんあるわけでございます。

医療対策についていえば、まずは役場の中の内室という形で体制を整えますけど、この解決に向けては、繰り返し申し上げますが、7月にやっとな組織も立ち上がりましたので、そうしたところでの議論を深めるとともに、それから喫緊の課題とすれば、医師、看護師を初め、医療従事者の確保というのが、やはり必要なわけでございますので、ゆかりのある方のところへ極力足を運ばさせていただいて、当然これは行政だけでなくして、病院のほうとも連携をしてですね、行いたいということで今月の末からそうした動きもさせていただくところでございます。

いずれにしても、立ち上げました検討会議を有効的に活用させていただいて、対策を講じていきたいと思っております。

もう一つは、申しあげましたように、従業員確保、担い手の確保でございます。先ほどのほかの議員さんのほうからもありましたが、まず我々ができるとすれば、ああしてせっかくつくりました、平成28年度につくった人材確保定着推進協議会という、本当にいい会があつていろんなことに取り組んでいただき、実も少しずつでございますが、上がってきておるといふ状況でございますので、今あるそうしたものを生かしていく、活性化させる。そのことによって吉賀町の、いわゆる担う、企業の働き手を確保していくというのが私は大事だろうと思つてますから、新しいものをつくってどんどんそちらへというよりは、むしろ今あるものを、医療対策でいうと検討会議というのがあります、そこをベースに、それから従業員確保とか担い手でいいますと、今申しあげました人材確保定着推進協議会、そうしたところに、しっかり膝を交えてといひますか、突き合わせをさせていただいて、対策を講じていく必要があろうかと思ひます。

特に、従業員の確保ということで申しあげますと、商工会との連携も当然必要となつてまいりますので、そうしたところとも意見を交換をしながら、対策を講じてまいりたいと思つておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 町長の答弁を聞いて、少し安心しました。医療機関を第一に考えるということと思ひます。やはり町民がいてのこの町と、日本で言えば、国民がいてのこの国ということになると思ひますので、そこら辺を第一に考え、しっかりやっていただきたいと思ひます。この間の要望書も含めて、町民の声もどっさり入つていますし、また町議会としても、議員としても、町長ともこういう策があるとかいろいろ話もできると思ひますので、そこはしっかり、今回の要望書を引き金にと、ばねにといひますか、私らも気を入れてやっていかないといけないなと思つておりますので、町長と議長、また町民ともしっかりと話をこれからしていつて、ちゃんとした、いい結果を出したいと思ひます。

先ほど、答弁の中にあつたけど、地元企業とかその辺のことに関連してですけど、地元企業も外国人労働者等々で大変苦勞されているところもありますし、町には空き家バンク等々のいろいろ情報があると思ひます。その中で、頭をひねるといひますか、企画課になると思ひますけど、いろいろ考え方があつて思ひますので、あらゆるものを、いろいろ状況があつて思ひますけど活用して、あらゆる企画をつくつて、そして地元企業を支えていくと。本当、今、企業は大変と思ひます。企業というのは、長々になりますけど、1円の金から稼いでいかないといけないと、そういうものが民間の事業所だと思つております。片や、官というのは税金からお給料をいただいていることになると思ひますけど、とにかく民間は大変と思ひます。そういったことも含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一つ最後に、これもいろいろ話になつていふ思うんですけど、ちょっと話がずれますけど、

七日市の大規模火災において、まだ検証結果が出ていないと、いったいどうなっているんだみたいな、町民からそういった声もあったんですけど、そのあたりのことをお答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それではまず、前段のところでお答えをさせていただきたいと思います。

8月の下旬、29日でございましたが、4,102人にのぼる皆さんの署名が添えて、膨大な量でございましたが、要望書が提出されました。中を私も一枚ずつめくって名前を拝見させていただきました。町内在住の方も当然いらっしゃいますし、これは私の想像の域でございますけど、町内の病院に入院をされたり、入所をされたり、それから場合によっては、町内の企業へ遠方から通勤をされたり、それから関連の企業の皆さんを含めての恐らく署名であろうと思います。ですからまさに、町内外の皆さんの熱い声が届いたんだろうというふうに思います。

私を初め、行政の批判もやはり当然あると思いますが、私はここは叱咤激励の要望書だというふうに受け取らせていただいて、しっかりやりなさいと、こういったお声だというふうに私は解釈をさせていただいて、新聞にもコメント、私の出ましたが、やはり住民からの切実で貴重な声でございますので、議会の皆さんと連携をして真摯に対応させていただきたいということでございます。

幸い議会のほうでは、特別委員会も設置をさせていただいて、審議をしていただけるということでございますので、我々は我々として、執行部でいろいろな議論をしながら、最終的には議会との御判断をですね、すり合わせをさせていただくことが必要だろうと思います。そのような形でこれからも進めていきたいと思っております。

それから企業の関係で、外国人の対策のお話でございました。これは、座談会でもお話をしていますけど、今、直近でいいますと8月はもう200人を超えました。ですから人口比率も3%を超えて、恐らく今島根県内の自治体では人口比率はトップだろうと思います。

そうしたこともありますので、まずは近々、今月か10月の遅くても初旬になりますけど、町内の企業のほうへ、要望のあったところへいわゆる翻訳機のほうを配布、配布といいますか、貸し付け事業をさせていただくということと、それからごみの出し方、これを外国語版ということで、英語と中国語とベトナム語、この3カ国語のパフレットといいますか、説明できるようなものも準備をさせていただくということでございます。

もう法律も変わって、住民の一人一人であることには変わりはないわけでございますから、しっかり生活の支援等はさせていただきたいと思っております。

それからもう一つは、やはり外国人を含めての住まい対策でございますので、これは今、当然ハードのものをつくればということも当然想定されますが、まずは、今ある制度をいかように変えていくことによって、例えば公営住宅への入居が少しでも緩和されるといいですか、そうした

ことはできないかということで、今原課のほうには指示をさせていただいておりますのは、公営住宅の入居の条件であります、保証人ですか、保証人が、今、町内在住の方お2人という条件があるんですが、これを勢いなくすということも当然ありますけど、人数を例えば1人にしてそのお一方についてはとか、あるいは2人のうち1名については、働いていらっしゃる事業主の方になっていただくとか、そうしたことをすれば現状よりは幾らか従業員の方も町内に居住できる要件ができてくるかもわかりません。

ですから、今あるその制度を幾らか工夫しながら、一人でも多くの方が、従業員が町内に住んでいただけるような策は考えていきたいということで、指示をさせていただいて、今原課のほうでは、調整をさせていただいているところでございます。当然それをする事になると、幾らかの手続きが必要になるわけでございますが、あらゆる可能性を追及をさせていただいて、御期待に添えるような施策を打ってまいりたいと思います。

それから最後ありました、下七日市地区の大規模建物火災の検証の結果ということでございます。恐らくこれは行政云々ではなくて、警察とか消防のお話だろうと思いますけど、これは我々のところとは違うところのお仕事になる。

それから、その結果を我々のほうへ知らせていただくような当然義務もないのかなというふうには、私は思っています。我々としてもそこは十分知りたいというところでございますが、こういったお話は、前回の意見交換会のところでも、そういったお話もございました。現状今どういうふうになっておるのか我々ちょっと承知をしていないところでございますので、またそうしたところで関係機関とお伺いをすることがあれば、お伺いをさせていただきますし、とはいいながら、調査状況でございますので、その結果を我々が聞いて議員のほうへお伝えをするとか、そうしたこともやっぱり限界があるのかなというふうには思っています。

ですから、今現状がどうなっているのかというところは、我々のほうの立場として照会等はかけてみたいというふうな思いでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） はい、わかりました。

大火災の検証結果については、また町民の方が特に知りたがっておりますので、町長を通じて、またこの議会等々で御回答いただければと思います。

そういったメリハリといいますか、ある意味町民も知る権利は当然ありますので、そこはうやむやにすることなく、ちゃんとけじめをつけることが大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

何回も言いますが、これで終わりますけど、いろいろああやって要望書が出ましたが、これは皆さん誤解されないように、批判では全くありませんで、とにかく町長、いろいろ批判される

方もいると思います。そうではなしにやっぱり頑張れと、そういった町民の一人一人の声なので、町長もこれが一つの、どう言いますか、簡単に言えば宝みたいなのなので、そういった気持ちで職員ともども一生懸命、また議会も協力するところではできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、ということで質問を終わります。

- 議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、2番、三浦議員の一般質問は終わりました。本日の一般質問は、以上6名をもって終了いたします。議事日程にありますように、次の日程に移ります。

---

### 日程第2. 町政活性化特別委員会委員の選任について

- 議長（安永 友行君） 日程第2、町政活性化特別委員会委員の選任についてを議題とします。初日に設置しました町政活性化特別委員会委員については、別紙名簿のとおり、総務、経済各常任委員会から3名ずつ選出をしていただきました。別紙のとおり委員を選任することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安永 友行君） 異議なしと認め、町政活性化特別委員会については、別紙名簿のとおり選任することに決定をしました。なお、委員の皆様の御協力により互選によりまして、委員長には、11番、藤升議員、副委員長には、6番、大多和議員が選任をされましたので御報告をしておきます。

---

### 日程第3. 決算審査特別委員会委員の選任について

- 議長（安永 友行君） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。初日に設置しました決算審査特別委員会委員については、別紙名簿のとおり、総務、経済各常任委員会より3名ずつ選出していただきました。別紙のとおり委員を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安永 友行君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会委員については、別紙名簿のとおり選任することに決定をしました。なお、委員の互選によりまして、委員長には、4番、桑原議員、副委員長には、8番、大庭議員が選任されましたので報告をします。

また、六日市病院に関する特別委員会については、委員の互選によりまして、委員長には、3番、桜下議員、副委員長には、11番、藤升議員が選任をされましたので報告をいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれで散会いたします。御苦労でございます。

午後 3 時 29 分散会

---